

令和8年第1回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月10日（火曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	議案第2号	令和8年度豊頃町一般会計予算
3	議案第3号	令和8年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
4	議案第4号	令和8年度豊頃町介護保険特別会計予算
5	議案第5号	令和8年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
6	議案第6号	令和8年度豊頃町医療施設特別会計予算
7	議案第7号	令和8年度豊頃町簡易水道事業会計予算
8	議案第8号	令和8年度豊頃町公共下水道事業会計予算

◎出席議員（9名）

1番	小笠原 玄 記 君	2番	後 藤 孝 夫 君
3番	岩 井 明 君	4番	杉 野 好 行 君
5番	藤 田 博 規 君	6番	大 崎 英 樹 君
7番	大 谷 友 則 君	8番	坂 口 尚 示 君
9番	中 村 純 也 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	山 田 良 則 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 政 策 課 長		森 直 史 君
住 民 課 長		林 谷 一 徳 君
福 祉 課 長		鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長		小 野 直 人 君
施 設 課 長		田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者		大 長 根 典 子 君

農業委員会事務局長	笠 間 一 秀 君
教育委員会教育課長	齋 藤 学 君
総務政策課参事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎 勝 巳 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番大谷友則議員及び 8 番坂口尚示議員を指名します。

◎ 議案第 2 号から議案第 8 号

- 中村議長 日程第 2 議案第 2 号令和 8 年度豊頃町一般会計予算について、日程第 3 議案第 3 号令和 8 年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について、日程第 4 議案第 4 号令和 8 年度豊頃町介護保険特別会計予算について、日程第 5 議案第 5 号令和 8 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 6 議案第 6 号令和 8 年度豊頃町医療施設特別会計予算について、日程第 7 議案第 7 号令和 8 年度豊頃町簡易水道事業会計予算について及び日程第 8 議案第 8 号令和 8 年度豊頃町公共下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

議案第 2 号から議案第 8 号までの 7 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

山田副町長。

- 山田副町長 令和 8 年度豊頃町一般会計予算、国民健康保険特別会計を含む 4 特別会計予算及び簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の 2 事業会計予算について、議案第 2 号から議案第 8 号まで一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 号令和 8 年度豊頃町一般会計予算について御説明を申し上げます。

予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 53 億 100 万円と定めるものであります。なお、前年の当初予算に比べ、3.9 パーセントの減となります。

次に、2 ページの第 2 表歳入歳出予算を御覧ください。

初めに、歳入では、1 款町税に 4 億 8,651 万 8,000 円、2 款地方譲与税に 1 億 2,120 万 9,000 円、3 款利子割交付金に 214 万 2,000 円、4 款配当割交付金に 239 万 6,000 円、5 款株式等譲渡所得割交付金に 240 万 3,000

円、6款法人事業税交付金に635万8,000円、7款地方消費税交付金に9,152万円、8款自動車税環境性能割交付金に10万円、9款地方特例交付金に1,730万円、10款地方交付税に28億1,185万9,000円、11款交通安全対策特別交付金に66万6,000円、12款分担金及び負担金に2,503万2,000円、13款使用料及び手数料に8,827万4,000円、14款国庫支出金に3億6,028万9,000円、15款道支出金に2億5,474万9,000円、16款財産収入に7,745万6,000円、17款寄附金に5,000万5,000円、18款繰入金に3億1,902万1,000円、19款繰越金に1,300万円、20款諸収入に1億1,680万3,000円及び21款町債に4億5,390万円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、4ページの歳出では、1款議会費に6,946万1,000円、2款総務費に8億5,980万4,000円、3款民生費に8億2,522万1,000円、4款衛生費に4億1,009万6,000円、5款農林水産業費に4億2,035万9,000円、6款商工費に2億7,160万5,000円、7款土木費に6億8,389万2,000円、8款消防費に3億8,091万1,000円、9款教育費に5億7,281万5,000円、10款災害復旧費に685万円、11款公債費に7億9,898万6,000円及び12款予備費に100万円で、項については表に掲げたとおりであります。

次に、1ページに戻っていただきまして、第2条の地方債では、起債の目的、限度額などの条件について、6ページ、第2表地方債に記載しているとおり、道営農地整備事業ほか36件についての限度額の合計を、8ページ、4億5,390万円と定めるものであります。

また1ページに戻っていただきまして、第3条の一時借入金は、一時的な借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第4条の歳出予算の流用は、予算の額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用できることを定めたものでございます。

次に、227ページをお開きください。

227ページからの一般会計の附表では、初めに特別職・会計年度任用職員を含む一般職・再任用職に係る給与費明細書、236ページからは20件の債務負担行為に関する翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、240ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について記載しております。

以上が、一般会計予算についての説明であります。

次に、２４１ページを御覧ください。

議案第３号令和８年度豊頃町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第１条の歳入歳出予算では、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億６，７３２万６，０００円と定めるもので、前年度に比べまして２．１パーセントの減となります。

次に、２４２ページの第１表歳入歳出予算を御覧ください。

初めに、歳入では、１款国民健康保険税に１億５，０００万７，０００円、２款国庫支出金に３００万円、３款道支出金に３億６，０６９万７，０００円、４款財産収入に５２万５，０００円、５款繰入金に５，３０８万２，０００円、６款繰越金に１，０００円及び７款諸収入に１万４，０００円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、２４３ページの歳出では、１款総務費に９４０万５，０００円、２款保険給付費に３億４，４０５万５，０００円、３款国民健康保険事業費納付金に１億９，１１４万９，０００円、４款保健事業費に１，１３９万１，０００円、５款基金積立金に１，０５２万５，０００円、６款諸支出金に７０万１，０００円及び７款予備費に１０万円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、２４１ページに戻っていただきまして、第２条の一時借入金は、一時的な借入れの最高額を５，０００万円と定めるものであります。

次の第３条歳出予算の流用は、予算額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用できることを定めたものでございます。

次に、２７１ページからの国民健康保険特別会計附表には、特別職の給与費明細書を記載しております。

次に、２７３ページをお開きください。

議案第４号令和８年度豊頃町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第１条の歳入歳出予算では、予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５３６万２，０００円と定めるものであり、前年度に比べまして０．５パーセントの減となります。

次に、２７４ページの第１表歳入歳出予算を御覧ください。

初めに、歳入では、１款介護保険料に６，３０５万円、２款使用料及び手数料に２００万円、３款国庫支出金に１億３２３万５，０００円、４款道支出金に５，８８４万９，０００円、５款支払基金交付金に１億６７万６，０００円、６款財産収入に２１万９，０００円、７款繰入金に７，６９４万７，０００円、８款繰越金に１８万３，０００円及び９款諸収入に２０万３，０００円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、２７５ページの歳出では、１款総務費に６７６万９，０００円、２款保険給

付費に3億6,068万8,000円、3款地域支援事業費に3,750万3,000円、4款基金積立金に21万9,000円及び5款諸支出金に18万3,000円で、項につきましては表に掲げたとおりでございます。

次に、273ページに戻りまして、第2条の歳出予算の流用は、予算額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の経費の金額を流用できることを定めたものでございます。

次に、309ページ、介護保険特別会計の附表には、特別職、一般職及び会計年度任用職員の給与費明細書を記載しております。

次に、317ページ、議案第5号令和8年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

第1条の歳入歳出予算では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,591万3,000円と定めるものであり、前年度に比べまして7.3パーセントの増となります。

次に、318ページの第1表歳入歳出予算を御覧ください。

初めに、歳入では、1款後期高齢者医療保険料に5,907万3,000円、2款繰入金に2,673万7,000円、3款繰越金に1,000円及び4款諸収入に10万2,000円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、319ページの歳出では、1款総務費に357万5,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金に8,213万7,000円、3款諸支出金に10万1,000円及び4款予備費に10万円で、項につきましては表に掲げたとおりでございます。

次に、335ページ、議案第6号令和8年度豊頃町医療施設特別会計予算について御説明いたします。

第1条の歳入歳出予算では、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億366万4,000円と定めるものであり、前年度と比べまして29.4パーセントの増となります。

次に、336ページの第1表歳入歳出予算を御覧ください。

初めに、歳入では、1款財産収入に79万9,000円、2款繰入金に3,636万4,000円、3款繰越金に1,000円、4款諸収入に4,300万円及び5款町債に2,350万円で、項については表に掲げたとおりであります。

次に、337ページの歳出では、1款医院費に7,098万1,000円、2款歯科診療所費に3,052万9,000円及び3款公債費に215万4,000円で、項については表に掲げたとおりでございます。

次に、335ページに戻りまして、第2条の地方債では、起債の目的、限度額などの条件を、338ページの第2表地方債に記載しているとおり、医療機器整備事業の限度額を2,350万円と定めるものであります。

次に、３５３ページ、医療施設特別会計の附表には、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。

以上が、特別会計の各会計予算についての説明でございます。

続きまして、別冊の事業会計予算書を御覧願います。

１ページの議案第７号令和８年度豊頃町簡易水道事業会計について御説明をいたします。

第１条は総則であります。

第２条は業務の予定量を見込むもので、主な建設改良事業は茂岩簡易水道基幹的施設改良事業であります。

第３条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第１款簡易水道事業収益を２億４,２８３万７,０００円、支出の第１款簡易水道事業費用を２億７,９２５万８,０００円とするものであります。

次に、第４条の資本的収入及び支出の予定額については、２ページを御覧ください。

収入の第１款資本的収入を２億８,３８２万６,０００円、支出の第１款資本的支出を３億２,５３９万９,０００円とするものであります。

次に、第５条企業債は起債の目的等を定めるもので、限度額の計を２億３,２３０万円とし、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。

第６条では一時借入金の限度額を２億５,０００万円とし、第７条では予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用とし、３ページの第８条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費１,５９０万２,０００円とし、第９条では他会計からの補助金を９,４０２万１,０００円とそれぞれ定めるものであります。

次に、１３ページをお開きください。

令和８年度予定キャッシュ・フロー計算書は、企業がどのように現金を得て使用したかという財務状況を表すもので、当年度末における資金期末残高を２,８６８万１,４１７円と見込むものであります。

次に、１４ページは令和８年度末における予定貸借対照表で、資産の部の合計及び負債資本の部の合計が２３億３,４４４万６,０２５円、負債の部の合計が１８億２,５９９万５０２円と見込んでおります。

次の１６ページは令和７年度末における予定貸借対照表で、資産の部の合計及び負債資本の部の合計が２２億３,１８４万１,７７２円、負債の部の合計が１６億８,７

13万4,249円となる見込みであります。

次に、18ページの予定損益計算書には、令和7年度中の収益や費用を予測した財務諸表を記載しております。

続きまして、20ページからの簡易水道事業会計の附表には、初めに特別職及び一般職の給与費明細書、27ページには債務負担行為に関する調書、28ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しており、それぞれの内容については表のとおりであります。

次に、別冊の29ページを御覧願います。

議案第8号令和8年度豊頃町公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量を見込むもので、主な建設改良事業は社会資本整備総合交付金事業であります。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款下水道事業収益を1億9,577万6,000円、支出の第1款下水道事業費用を2億1,257万円とするものであります。

第4条資本的収入及び支出の予定額については、30ページを御覧ください。

収入の第1款資本的収入を1億9,890万2,000円、支出の第1款資本的支出を2億3,879万4,000円とするものであります。

次に、第5条企業債は起債の目的等を定めるもので、限度額の合計を7,830万円とし、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりであります。

次に、第6条では一時借入金の限度額を1億5,000万円とし、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用とし、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費1,280万2,000円とし、第9条では他会計からの補助金を1億3,144万8,000円とそれぞれ定めるものでございます。

次に、41ページをお開きください。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書は、企業がどのように現金を得て使用したかという財務状況を示すもので、当該年度末における資金期末残高を1,727万4,777円と見込むものであります。

次に、42ページの令和8年度末における予定貸借対照表では、資産の部の合計及び負債資本の部の合計を30億321万1,330円、負債の部の合計を23億1,995万3,956円と見込むものであります。

次に、４４ページの令和７年度末における予定貸借対照表では、資産の部の合計及び負債資本の部の合計を２９億９，１７９万１，４３４円、負債の部の合計を２２億８，８６５万９，０６０円と見込んでおります。

次の４６ページ、予定損益計算書には、令和７年度中の収益や費用を予測した財務諸表を記載しております。

次に、４８ページからの公共下水道事業会計の附表には、初めに一般職の給与費明細書、５４ページには債務負担行為に関する調書、５５ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しており、内容につきましては表のとおりでございます。

以上、議案第２号の令和８年度豊頃町一般会計予算、議案第３号から議案第６号までの４特別会計予算及び議案第７号、議案第８号の２事業会計予算につきまして、一括して提案説明を申し上げました。

なお、予算を審議いただく際には、別冊の予算説明書、説明第１号から説明第３０号を適宜説明させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長　ここで、お諮りいたします。

議案第２号令和８年度豊頃町一般会計予算から議案第８号令和８年度豊頃町公共下水道事業会計予算までの７件につきましては、本会議での質疑を３回までとする会議規則第５５条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号令和８年度豊頃町一般会計予算から議案第８号令和８年度豊頃町公共下水道事業会計予算までの７件につきましては、本会議での質疑を３回までとする会議規則第５５条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

◎ 議案第２号

●中村議長　議案第２号令和８年度豊頃町一般会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和８年度豊頃町一般会計予算書１４ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

１款町税１項町民税。

（質疑なし）

●中村議長　２項固定資産税。

（質疑なし）

- 中村議長 3 項軽自動車税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 項町たばこ税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款地方譲与税 1 項自動車重量譲与税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項地方揮発油譲与税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 項森林環境譲与税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 款配当割交付金 1 項配当割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 6 款法人事業税交付金 1 項法人事業税交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 8 款自動車税環境性能割交付金 1 項自動車税環境性能割交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 0 款地方交付税 1 項地方交付税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 2 款分担金及び負担金 1 項分担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項負担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料。
(質 疑 な し)

- 中村議長 2項手数料。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項国庫補助金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 5 款道支出金 1 項道負担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項道補助金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 項委託金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 6 款財産収入 1 項財産運用収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項財産売払収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 7 款寄附金 1 項寄附金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 8 款繰入金 1 項繰入金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 1 9 款繰越金 1 項繰越金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 0 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 項預金利子。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 項貸付金元利収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 項受託事業収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 項雑入。
(質 疑 な し)

●中村議長 2 1 款町債 1 項町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、4 6 ページからの歳出については目ごとに質疑を受けます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 4 ページ、2 目文書広報費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 5 5 ページ、広報作成費の中の町勢要覧制作業務について伺います。

こちらの予算の説明を全員協議会で伺った際に、新しく内容を更新してウェブページによる更新とありましたけれども、ウェブページのみの更新で、冊子は作成しないということでしょうか、伺います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 令和 8 年度の町勢要覧の作成業務につきましては、議員のおっしゃるとおり、ウェブ版の「とよころじかん」の内容を更新するものです。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 これまでは基本的に紙の冊子で町勢要覧を作成していたと思うのですが、ウェブページのみの更新になるということは、なかなか紙の冊子の需要が減ってきたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

●中村議長 1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 町勢要覧は紙の冊子ですと、基本的にどういうところで活用されているのか、最後にお伺いできますでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 用途ですが、本州などでの物産展とか、あとは町の紹介のときに使用されております。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 というと、まだ恐らく現在の紙の冊子はあると思うのですが、なくなった場合、今後、これまでほかの事業でもQRコードを活用してウェブページへの導線をつくることがあったと思いますが、そういうふうやっていくのか、または紙がなくなった段階で、需要は少なくなってきたけれども、ある程度の部数を再作成していくのか、その辺りの今後の方針についても伺えますでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 紙の冊子ですが、将来的にはまだ必要と考えていますので、その辺については協議しながら更新の時期を詰めたと思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 56ページ、3目財産管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目町有林管理費。

説明第1号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第1号町有林造林事業の施行について御説明をいたします。

別冊の予算説明書1ページを御覧ください。

令和8年度におきまして本町の健全な森林の造成や保育を行うため、町有林造林事業を施行することとし、第2款総務費に予算を計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

まず、造林事業を施行する団地は全7団地で、新植につきましては茂岩団地ほか2団地、合計面積15.35ヘクタール、事業予算額927万3,000円でございます。

下刈は茂岩団地ほか3団地、合計面積46.91ヘクタール、事業予算額1,260万6,000円でございます。

間伐は茂岩団地ほか3団地、合計面積21.26ヘクタール、事業予算額1,041万7,000円でございます。

準備地拵は安骨団地ほか3団地、合計面積15.10ヘクタール、事業予算額731万5,000円でございます。

野そ駆除は茂岩団地ほか5団地、合計面積118.32ヘクタール、事業予算額41万4,000円ございまして、造林事業の総面積216.94ヘクタール、総事業予算額4,002万5,000円でございます。

事業の概要につきましては以上でございます。

なお、町有林造林事業施行位置図につきましては、裏面 2 ページに記載してございますので、御参照願います。

契約の方法は、随意契約でございます。

説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 目地方振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 目生活安全推進費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 4 ページ、7 目企画費。

7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 地域おこし協力隊費のことでお伺いしたいと思います。

初日の令和 7 年度の補正予算で、地域おこし協力隊が解任されていることをお聞きしました。それで、令和 8 年度においても予算を見ているわけですが、事業を継続するという意思があるかということでもありますので、町長の見解をお聞きいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 御答弁いたします。

地域おこし協力隊につきましては、議員のおっしゃるとおり、令和 7 年度は途中で解任ということになってございます。

令和 8 年度におきましても、地域おこし協力隊の必要性は十分承知しておりますので、2 名分の予算を計上させていただいております。

1 名につきましては、既に面接等をさせていただきながら、4 月から採用することと考えております。

もう 1 名につきましても、募集をさせていただいておりますので、その中で適正な方に応募していただければ、面接等をしながら、採用につなげていきたいという考え方をしております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 2 点質問させていただきます。

一つ目は、6 7 ページのまちづくり推進費の中にあります町内就業者定住促進事業補助金についてお伺いいたします。こちらは新規の補助金となっておりますけれど

も、制度の概要について御説明願います。

また、本制度について、従前の補助や助成制度との関連がある場合は、変更点についても伺います。

2点目は、71ページ、旧グループホームの利活用事業でございます。こちらは次年度の予算についても、昨年同様、必要経費のみの計上となっておりますけれども、次年度の活用計画について伺います。

また、以前に町外の法人と協議しているという答弁が担当課長からありましたけれども、こちらの現況についてはどのようになっているのか、併せて伺います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 2点御質問をいただきました。

まず1点目の町内就業者定住促進事業補助金につきましては、議員が御指摘のとおり、今年度まで町内就業者転入費補助金と奨学金返済助成金の2点の事業を実施してございました。

こちらについては、いわゆるUターン、町内出身者の方を対象とした助成金事業でしたが、来年度から、今、御提案させていただいている補助金に変更しようかと考えてございます。

内容につきましては、先ほどの奨学金返済助成金と転入費用の助成ということになりますが、対象者をUターン以外の方にも広げ、補助額につきましても奨学金返済の割合を増やし、年額の上限を今までの12万円から20万円までに上げて、期間も3年から5年ということで設定してございます。

また、転入費用助成金につきましても、今までの5万円から上限を上げまして、子育て世帯や30歳以下の若手の方には上限10万円まで上げるような形です。

そういったことをセットにして、交付金の補助金で見させていただきたいと思っております。

こちらについては町内事業所の担い手不足や定住促進につなげるということで、御承認いただいた後、町内の事業所等にもPRして活用していただきたいと考えてございます。

続きまして、旧グループホームの関係につきましては、令和2年に建物を無償貸与ということで、長い間、施設の利活用について検討を進めているところでございます。

これまでにいろいろ実証的な検証等を行い、宿泊施設の検討がされたこともございますが、そうなった場合、簡易宿所の営業基準を満たすためには、入浴設備の整備、また暖房設備も強化しないと使えず、ある程度の整備費用が見込まれる状況でございます。ということも含めて、現時点で利用状況については見いだせておりません。

私が答弁させていただいた、民間事業者からの問合せもあったのですが、条件面で合意に至らず、現在に至っているような状況でございます。

今後につきましても、有効な利用を検討しながら、民間の活力を活用することも含め、引き続き検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 まず、町内就業者定住促進事業補助金について再質問したいのですが、Uターン者に要件を絞ってしまうと、今、子供も少なくなっている中で母数が減少していて、そもそもの対象者が少なくなっているところもありますし、実際の利活用状況も少ないのかなというような状況を受けていますので、要件緩和については大いに賛成するところでございます。

その要件について、答弁になかったのですが、ここだけ確認させてほしいのですが、たしか従前の補助金は商品券での配付だったかと思うのですが、助成は引き続き豊頃町の商品券という形なのかというのが一つと、もう一つが奨学金返済に係る年齢要件です。

たしか前の補助金は申込時で30歳以下というのが条件だったと思うのですが、こちらの奨学金の返還に関しても年齢要件を撤廃するというところでよろしいでしょうか。

●中村議長 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

●中村議長 再開します。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 失礼いたしました。

補助金の支給方法につきましては、従前のおり商品券でと考えてございます。奨学金についても、従来の年齢制限で30歳以下に設定させていただきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 それでは、グループホームの利活用で再質問したいと思います。

町外の法人との協議も合意がなかったというところで、難航しているのかなと思いますけれども、これは本議会で何度も質問をしておりますが、利活用の年月設定は、まだ現段階で特に考えていないということでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 御答弁申し上げます。

年月設定については設けていない状況でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

72 ページ、8 目地籍管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9 目電算情報管理費。

説明第2号。

林谷住民課長。

●林谷住民課長 それでは、予算説明書3 ページを御覧ください。

説明第2号庁内LANシステム端末機の購入について説明いたします。

令和8年度において庁内LANシステム端末機を購入することとし、第2款総務費に計上いたしました。

1、事業概要。

事業名、庁内LANシステム端末機購入事業。

事業予算は、1,100万円。

事業内容は、新規分でタブレット型情報端末機を25台、更新分としてノート型パーソナルコンピューター25台、どちらもWindows11、事務処理ソフト初期設定を含みます。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 1 点御質問いたします。

75 ページの総合行政情報システム使用料についてお伺いをいたします。

こちらの使用料が昨年度の当初予算比で約4倍、額面で5,376万円の大幅な増額となっておりますけれども、要因についてお伺いいたします。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 御答弁いたします。

現在、国から義務づけられている地方自治体の業務システムの標準化について、本町においても移行作業を進めているところです。

当初、業務システムを標準化し、ガバメントクラウドへ移行することにより運用コ

ストが2割、3割削減できると考えられましたが、現在、運用コストは2倍から3倍の増加が見込まれています。

増加要因としては、通信回線費やクラウド利用経費、システム使用料等の増加が考えられます。

移行初期においては、ランニングコストが上昇する場合がありますが、まだ構築作業中であるため、4月以降、完全に構築作業が終わった後、運用のコストの実績を見ながら模索したいと考えております。

また、ガバメントクラウドを利用するに当たって、他の自治体においても運用コストが増加する傾向にありますので、今現在、国においても運用コストの増加について自治体から情報を収集し、検討している状況と聞いております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 当初の導入するときのメリットとしては、導入コストや運用コストが下がるという話だったけれども、実情は違うというような答弁でした。

実際、ガバメントクラウドに移行して運用が始まったときに、町においての人件費が削減されたり、労働時間が大幅に減ったりするようなメリットはあるのでしょうか、伺います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 一応、国の試算では人件費が削減されると言われていますが、実際に稼働してみないと分からないのが実情であります。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 私の所感ですけれども、大きい自治体はこういったスケールメリットが非常にあるのかなと思うのですが、我が町のように小規模なところだと、労働時間や人件費の大幅な削減はなかなか難しいかと思っています。

実際に運用額がかなり跳ね上がるということですのでけれども、運用をした後に、我が町でできる削減策はかなり限られると思うのですが、こういったことを見直せば運用費を少し下げられる可能性があるというようなものは、現段階で何か考えられるのでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 運用費の削減ですが、ガバメントクラウドの利用料に当たっては稼働時間が左右するため、稼働時間を削減すれば少しは下がるという見直しはありますが、まだ実績が出ていないので、今の段階では何とも言えない状況です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 この辺は実際に運用してから、考えられる削減策についてトライ

していくことが重要かなと思っております。

昨年度以前もそうかもしれないのですが、町長自らいろいろと懇談会やヒアリングの際に、ガバメントクラウドの費用の大幅な増加に関してはかなり意見を言っている機会が多いと思いますし、私も実際に耳にしたことがありますし、ここについては、国がしっかり面倒を見ていくということが非常に重要なのかなと思っているところでございます。

デジタル庁が各自治体からヒアリングしている資料ですとか、あとは全国の町村会でも昨年5月に緊急要望を行っているところもありますので、こちらについて、当初予算はかかるマックスの価格で見えているところかなと思うのですが、これくらいの経費がかかるとなると、当初予算比でもかなりの割合を占めてくることになると思います。

そこに関しては、引き続き国に言う機会があれば、議会としても、町長としても、陳情をお願いしたいと思っておりますけれども、そこについて改めて町長の考えを伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 全く議員のおっしゃるとおりで、同感であります。

基本的に、今やっているシステムを操作する部分の中では、人的な作業の減少だとか、そういったことはなかなかないと思います。

国が各都道府県、市町村と統一した形でデータをやり取りできるということなので、町村によってそれぞれ入っているシステムを、全て統一した形で国とつなげて、端末でできるような情報を含めて、住民記録もそうでしょうし、国保だったり、介護だったり、そういうのも全て同じ形でできるというのが、このガバメントクラウドの考え方であります。

私も何回も言ってきてはいますが、早めにやれば、それだけ財源的にも国で面倒を見るという話で取りかかっていますが、なかなかそういったところが見られなくて、逆に全ての自治体が集まってやれば、経費は下がるのですが、歩調が合っていないのです。

それこそ大きな都市は経費が相当かかりますから、二の足を踏んで、まだ進んでいないところもあると聞いています。

そういった意味でいくと、小さい町村のほうがやりやすいという部分で、目の前に何かぶら下げられれば、言われたまま導入していくというような形で、今、進んでいますけれども、なかなか足並みがそろっていないので、国が言っているとおりに進んでいないのが現状です。

この辺のかかった財源で面倒を見ますよと言っている部分は、しっかりと国にも措

置していただかなければならないと考えています。

もう取りかかっていますから、途中でやめることができないので、ここはもう先行的にやっているという気持ちで、町の単独費を出してでもということで考えてやらせてもらっています。

当然のことながら、町村会を含めて緊急要請もさせてもらっていますけれども、財源措置という部分は、後からでもいいからしっかりと返していただくような形で、声をしっかり上げながらというところでございます。

進み具合によっては、議会議員の皆さんにもそういったところをお願いしながら、一緒にやっていかなければ駄目なことも、今後、出てくるのかなとは思っています。

ただ、きちんとそこを措置していただくようなことだけは、これからもしっかりと国に発信させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 11時10分まで休憩とします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

76ページ、10目簡易郵便局費。

説明第3号。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 予算説明書5ページをお開きください。

説明第3号十弗簡易郵便局外部改修工事の施工について御説明いたします。

平成11年に移管を受け、十弗簡易郵便局として開設しております建物につきまして、築40年以上が経過します。

屋根及び外壁に老朽化が見られることから、施設の適切な維持管理を図るために改修工事を行うこととし、第2款総務費に予算を計上いたしました。

工事の概要は、対図番号1ページ、工事名、十弗簡易郵便局外部改修工事。

工事予算額、525万8,000円。

工事内容、屋根改修190平方メートル、外壁塗装150平方メートルの施工を行うものでございます。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 78 ページ、2 項徴税費 1 目税務総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目知事道議会議員選挙費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目町議会議員選挙費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項統計調査費 1 目統計調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 項監査委員費 1 目監査委員費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 92 ページ、2 目長寿社会振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目老人福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 目障害者福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 目福祉医療費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 目福祉バス等管理費。

7 番大谷議員

●7 番大谷議員 コミュニティバス運行管理費のところでお尋ねします。

町長の町政執行方針では、利用者のニーズが多様化し、複雑化しており、次の交通体系を検討しているとありましたが、どのようなものを考えているのか、お知らせいただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

今回の新年度予算に関して、コミュニティバスは通常どおり運行させていただくということで、予算を計上させていただきましたが、令和８年度内にはコミバス、町有バス、患者輸送車を含めて、こういった交通体系が町として必要なのかというところを再度検討させていただこうと考えてございます。

コミバスもそうです。どうしても利用される時間帯ですとかが偏ってしまい、患者輸送車についても、患者輸送車と言いながらも病院の行き来だけではなく、途中の買物等にも使っていただいています。乗られるとき、乗られないときというのがございます。

ほかの町で既に進められているデマンド化ですとか、そういったところもしっかり方向性を持っていきながら、ロスのないような形で住民の方の足を確保することが必要なかなと思っています。

特に高齢者に関しては、免許返納ですとかが非常に多くなってきてございます。おうちにいるだけでは、その後のことも、いろいろと障害が生じることもありますから、そういった意味でも出歩いていただく足の確保は、本当に必要だなと思っています。

町内の地域交通をどうするかということと、町外に向かうためのＪＲですとか、また場合によっては近隣町ということもあるかもしれませんが、そういったところでどうつなげていくかということまでしっかりと検討するような形で、新年度に指示をして、年度内にすぐ結果が出るかどうかは、また話が別になりますけれども、そういった検討を進めていきながら、何とか町の中の足の確保を進めてまいりたいと思っています。

●中村議長 大谷議員。

●７番大谷議員 今後、ますます交通弱者が増えていくというふうに考えております。オンデマンド方式だとか、当町に合ったものを研究していただいて、構築していただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおりだと思います。その辺をしっかりと心して検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

１０２ページ、７目後期高齢者医療費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項児童福祉費 1目保育所費。
(質 疑 な し)

●中村議長 108ページ、2目子育て支援費。
(質 疑 な し)

●中村議長 3目学童保育所費。
(質 疑 な し)

●中村議長 4目児童措置費。
5番藤田議員。

●5番藤田議員 次世代育成支援金についてお伺いします。

前年比570万円ほどの減額になっておりますけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

●中村議長 鎢木福祉課長。

●鎢木福祉課長 御答弁申し上げます。

前年に比べて減額しているというのは、この次世代育成支援金は出産祝金・保育所通所支援金・健全育成支援金の3本から成り立っているものでございますが、一つ目の出産祝金につきまして、第1子、第2子、第3子以降で10万円、20万円、30万円というふうに支給しておりましたが、これを一律10万円に変えたこと、それと保育所通所支援金につきましては見直しを行って、8年度以降は支給を見送ったということでございます。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 出産祝金については一律10万円ということですが、これに至った理由は何かあるのでしょうか。

今までは第1子、第2子、第3子とそれぞれ祝金の額が増額になっておりました。これは安心して産める、子育てできるという安心感があつての措置だったのではないかなと思うのですが、一律ということになると、どうなのでしょう。

簡単にお金の問題ではないかもしれませんが、せめて人口減少の中で少しでも安心して産んでもらおうという中でこの処置は、どういう経過があるのでしょうか。

●中村議長 鎢木福祉課長。

●鎢木福祉課長 御答弁申し上げます。

子供が生まれてから高校を卒業するまで、試算してみますと、大体2,600万円程度の費用がかかります。

そのうち費用が増加していくのは、中学校から高校卒業まで。この間に、大幅に増

加していくことになっております。逆に、就学前の子育て費用は、それほど大きくかからない。

出産祝金が始まった当時は10万円、20万円、30万円ということで、出生率を上げようといったことも考えていたのですが、2,600万円かかる子育て費用の中で、生まれるときの10万円、20万円、30万円について、これは研究結果ですとか、ほかの自治体の見解からも、出生率を押し上げる効果は非常に弱いということでございます。

では、どうすればいいかと考えたときに、生まれてから高校を卒業するまでの間に安心して子どもを育てられる環境をつくっていくほうが、移住・定住の促進ですとか、転出の抑制につながるのではないかとということで、こちらを違う事業に振り当てていくということで、今回、見直しを行ったところでございます。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 多少の見解の相違があるのかなと思います。

産む人の気持ちでないと、また家族の問題でないと、なかなか立ち入ることはできないわけですが、今まで手厚く出産祝金を出しているながら、減額するというのは、どうも納得がいかないというのが私の心情ですが、かといって、現状維持をした中で、本当に出生できるのかと言ったら、それもまた未確定なものがあるのだけども。

確かに、今、課長の答弁の中で産んでからのほうがお金はかかるから、そこに支出をしていくという意味は分かりますが、あえて今まであったものを減額するのは、どうも私は納得がいかない。

これは本人に聞かないと分からない、出産してくれる方、また家族の問題ですが、これは減額しなくてもいいような感じがするのですが、その辺はまた堂々巡りになってしまいます。

実際に第1子、第2子、第3子の出産動向を把握しているか、お聞かせ願います。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鎬木福祉課長 第1子、第2子、第3子の出産情報につきましては、年度によってばらつきがあります。傾向的なものが実際にはないということです。

というのは、1人目を産んで、3年後にまた2人目を産んで、その翌年に3人目を産むこともありますので、第1子、第2子、第3子の出生の数は把握していますけれども、傾向的にはないということでございます。

ちなみに、出産祝金を支出している累計で見ますと、令和2年度については、第1子が2件、第2子が4件、第3子が6件。

令和3年度については数が出ておりませんが、令和4年度については、第1子が2件、第2子が4件、第3子が14件。

令和5年度については、第1子が1件、第2子が4件、第3子が6件。

令和6年度は、第1子が3件、第2子が6件、第3子が8件というような状況になってございます。

令和7年度につきましては、現在のところ、第1子が4件、第2子が2件、第3子が1件ということになってございます。

これを見るとおり、それぞれの年度によって傾向が出るかというのと、決してそうではございませんし、出産は個人の意思によるところが多いので、例えば第1子に10万円、第2子に20万円、第3子に30万円という出産祝金が出産率や出産数を押し上げる効果は、非常に限定的だと考えているところです。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 お金がもらえるから産むという単純なものでないことは、十分に分かっております。

ただ、先ほどの中でも第3子が増えていることもある。去年は1件のようだけれども、だから30万円を廃止して一律10万だという理屈にはならないような気がします。

ただ、言えることは、出生率ではなく、町長の答弁の中でもいろいろあるように、いかに人口を増やすか、そして結婚してもらって子供を産んでもらうかということが重要だと思うのですけれども、今まで手厚い補助をしていて、10万円、20万円、30万円となっていたのであれば、感情としては産みやすいのかな、子育てもしやすいのかなと。

その上で、先ほど課長の答弁にあったように、次の段階でいろいろな形の手当をするのはいいと思うのですけれども、これを削って別のところに充てるようなお話だと、ちょっと違うのかなと思います。

その辺について、改めて答弁を聞きたいなと思いますし、保育所の通所支援金については見直すというような形で聞こえたのですけれども、どのようにするのでしょうか。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 まず第1点、第3子まで10万円にしたからといって、今まで手厚かった子育て支援がなくなったわけでは決してございません。

3人出産していただいた御家庭については、高校卒業までに3人を育て上げなければならない。そこで、一番子育ての経費がかさむときに、重点的に支援をしていくほ

うがとても大事だと思っております。

そこに限られた予算を振り分けていくということでございますので、一時的に出産祝金を10万円、20万円、30万円と払うことよりも、長く豊頃町に住んでいただく、あるいは豊頃町から転出を防ぐほうが、とても重要だと思っております。

保育所通所支援金につきましては、令和元年から保育料無償化が始まっております。この制度は保育料にかかる負担を軽減しようということで、町独自に始めたものでございますが、国で保育料無償化が始まったことによって、今まで続けていたものですが、ここも見直して、先ほど申し上げたとおり、子育て費用に経費がかさむところに、重点的に配分していこうということで、今回、廃止になったところでございます。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 祝金につきましては、納得はしませんが、了解いたしました。

この通所支援金について、私の認識不足なのか、ちょっと定かではないのですが、地方に以前は季節保育所がありまして、そこに通所をしていた。その季節保育所が閉鎖になって、1か所の保育所になった。そのときに、保護者の方の送り迎えをする距離に差が出た。その一部として通所支援金を支給するというような措置だったかと思えます。

保育所の無償化とはまた別の話かと思うのですが、その意味合いではなかったでしょうか。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 保育所通所支援金につきましては、決して、へき地保育所ですとか、季節保育所ですとかに限らず、一律に通所している児童の世帯へ配られているものですので、そういうものではないと認識しております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 今の物価高で、保育所に通所するのにもそれなりの交通費がかかっている。その意味合いとして取っていたのですが、今後、その辺も検討すべきではないかと思いますが、その辺について伺います。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 この豊頃町には、保育所に通っていない御家庭もあるわけでございます。それぞれの家庭によって通わせる、通わせないという意思決定がされているところでございます。

保育所通所支援金については、無償化になっているということで、そこに対する交通費の助成や補助というのは、現在のところ考えておりません。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 考えていないということですがけれども、小学校、中学校については庭先までスクールバスが通行している。それを引き合いに出すわけではないのですが、措置として、子どもの送り迎えと云ったら、それなりに今の交通事情からすると、経費的にも、安全面からも、多少考えなくてはならないのかなと思います。今後、それは検討していただきたいなと思います。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 私から御答弁申し上げます。

小学校、中学校につきましては義務教育でございます。義務教育ということは、町内に住む児童生徒はすべからず小学校、中学校に通わなくてはならない。こういうところで、スクールバスは運行されているものと承知しております。

保育所につきましては、先ほど申し上げたとおり、通所するかしないかは、それぞれの御家庭の判断によるものだと考えております。

以上のことから、その送り迎えに関する補助ですとか助成については考えておりません。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 最後に、町長の答弁をお聞きしたいと思います。

本町はいろいろな形で子どもたちに出生からきめ細かく、そのうち祝金、助成金も十分に手当されているかと思いますが、今後とも出生から成人して送り届けるまでの政策を十分に検討していただきたいと思うのですが、その辺についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 なかなか議員に納得してもらうのは難しいなと、今の話を聞いていて思いました。

今回、次世代育成支援金を見直させていただいた中では、全体的な子育て支援のパッケージということで、先ほど福祉課長も申しましたが、生まれてから高校を卒業するまで、どこに一番お金がかかるのかということ、これは生まれてすぐばかりではなく、大きくなってからだろうということで、今の限られた財源の中でどういうふうに支援の形をシフトして、一番いい形にしていくかという中で考えさせていただきました。

勝手に削ったというふうに誤解されたら、すごく困るのですね。次世代育成支援金を見直す中で、福祉課、子育て支援所を含めて、保育所の父兄会とも、このお金をこちらに持っていきたいという部分、一番お金のかかる中学から高校のところの支援を手厚くしたいというお話もさせていただきながら、納得していただいて、今回、制度改正させていただいているところもあります。

全員が全員、今のやり取りの中でも議員が納得されていないのですから、100パーセント保護者の方が納得するわけではないのですけれども、そういった形を取らせていただく。

単純に子育て支援、出産祝金ですとか、保育所の通所というところに、今までお金を手厚くしていたわけですが、特に出産祝金というのは、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円ということですが、もらった後に転出されてしまっただけは何もならないですね。

実際問題、そういった方が今まで結構いました。持っていきただけ持っていかれるのはどうなのかという話も、きちんと庁内でさせてもらっていましたし、いろいろな絡みがあって、一番いい形はどうなのか、長く住んでもらうにはどこに一番支援をしていくべきなのかというのを判断させてもらって、今回、お金の形を、そこを削ったというふうに捉えないでもらいたいです。

削ったのではなくて、その部分を、違うほうにきちんと支援できるようにスライドしていったということです。

なおかつ、私の考えていること、これは指示していることですが、そこをスライドさせた後に、足りなくなったときにはスライドさせた分、中学・高校の支援が必要になる部分は、きちんと上乗せするような形で考えていきたいと思います。

保育所の支援を含めて、生まれたときの支援をなくしたという捉え方をされたら、ちょっと私も困ります。そういったことではないです。

通所支援についてもそうです。こういった経緯で始めたのかは、今、資料がないから分からないのですけれども、議員は子育て支援の一環として、保育所に通う方の足の幾らかにでもなろうということで始めたのではないかと理解しているという話でした。

私の個人的な考え方としては、学校と違いますから、保育所は必要があって、そこに預かっていただくスタンスだと思っていますから、全て何もかも町が通ってくださいというスタンスの中で、そこに支援をするというのは、また話が違うのではないかとずっと思っていました。

そういった中で、今あるお金、1か月7,000円は単純に削るのではなくて、中

学・高校の支援を手厚くするためにスライドさせてもらうという考え方です。

豊頃町内で高校を卒業するまで産み育ててもらう中で、トータル的にはマイナスにならないという考え方から予算を組ませてもらい、今回、見直しをさせていただいているということであります。

単純にピンポイントで削ってなくしたという話ではなくて、しっかりとその先のことを考えさせていただきながら、全体のことでやらせてもらっているというところで御理解をいただければと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

1 1 4 ページ、3 項災害救助費 1 目災害救助費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 1 8 ページ、2 目保健センター管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目保健指導費。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 2 4 ページ、4 目乳幼児等医療費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 目清掃費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 目し尿処理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項簡易水道費 1 目簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 3 0 ページ、2 目農業総務費。

8 番坂口議員。

●8 番坂口議員 営農用水確保対策事業補助金についてお伺いします。これは今月末まで募集していると思うのですが、今現在、何人くらいの申込みがあるのか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

営農用水の事業の要望ということで、今、募集かけさせていただいておりますが、昨日現在で12件、正式な申込みがございまして、それ以外にも検討中という方が若干いると聞いてございます。

以上でございます。

●中村議長 坂口議員。

●8番坂口議員 この予算が250万円、1件当たり50万円ですけれども、5件ですよね。オーバーした分はどのように考えておられるのか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

今回の当初予算で御提示させていただきました予算は、議員のおっしゃるとおり5件分でございます、既に予算を確保した件数をオーバーしているということでございます。

こちらの事業は町だけでなく、農協も同じように負担していただきながら、農業者を支援していく事業でございますので、今のところ、要望の件数の取りまとめは今月いっぱいさせていただきまして、予算がどうしても捻出できないということであれば、何らかの方法で抽出しなければいけないと考えてございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

134ページ、3目土地改良総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目道営事業費。

説明第4号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第4号道営農地整備事業の施行について御説明申し上げます。

別冊の予算説明書7ページをお開きください。

令和8年度におきまして農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することといたしまして、第5款農林水産業費に予算計上したものでございます。

事業概要について御説明申し上げます。

初めに、対図番号1ページの事業名、茂岩地区は継続事業でございます。

全体事業費、8,300万円。

事業予算額、１，４１１万円。

負担割合は１７パーセントであります。

事業内容につきましては、区画整理を面積１５．０ヘクタール、調査設計を面積６４．７ヘクタール実施いたします。

次に、対図番号２ページの事業名、二宮西地区は継続事業でございます。

全体事業費、２，０００万円。

事業予算額、３４０万円。

負担割合は１７パーセントであります。

事業内容につきましては、区画整理を１．７ヘクタール、調査設計を１４．０ヘクタール実施いたします。

続きまして、対図番号３ページの事業名、二宮東地区は新規事業でございます。

全体事業費、９，８００万円。

事業予算額、１，６６６万円。

負担割合は１７パーセントでございます。事業内容につきましては、調査設計を２００ヘクタール実施予定でございます。

次に、対図番号４ページの事業名、礼文内地区は新規事業でございます。

全体事業費、１２０万円。

事業予算額は、６０万円でございます。

負担割合は、５０パーセントでございます。

事業内容は、地区の計画樹立のための調査を実施する予定でございます。

４地区の総事業費は、２億２２０万円。

総予算額は、３，４７７万円であります。

事業の概要につきましては以上でございます。

なお、道営農地整備事業の施行位置図につきましては、次の８ページに茂岩地区、９ページに二宮西地区、１０ページに二宮東地区、１１ページに礼文内地区を掲載してございますので、御参照願います。

事業実施主体は、北海道でございます。

説明は以上でございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

５目多面的機能発揮促進事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項畜産業費1目畜産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目公社営事業費。

説明第5号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第5号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区の施行について御説明申し上げます。

別冊の予算説明書13ページをお開きください。

令和8年度におきまして計画的な草地改良等を行い、酪農・畜産の経営強化と安定を図るため、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区を施行することとし、第5款農林水産業費に予算を計上いたしました。

事業概要について御説明申し上げます。

事業名は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）豊頃第2地区で、継続事業でございます。

全体事業費、4,727万円。

事業予算額、1,911万1,000円。

事業内容につきましては、基本施設整備として草地整備を46.70ヘクタール実施予定でございます。

事業の概要につきましては以上でございます。

なお、施行位置図につきましては、裏面の14ページに記載してございますので、御参照願います。

事業主体は、公益財団法人北海道農業公社でございます。

説明は以上でございますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項林業費1目林業総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 142ページ、2目林業整備費。

説明第6号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第6号林道整備工事の施工について御説明いたします。

予算説明書15ページをお開きください。

令和8年度におきまして森林整備の施業の低コスト化、そして大型トラック等によ

る運搬費の縮減など、森林整備の推進を図るため、林道整備工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算を計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

まず、対図番号1ページ、工事名、林業生産基盤整備道平和線老朽化対策工事は、新規工事でございます。

工事予算額、1,150万円。

工事内容は、橋梁補修工1橋でございます。

次に、対図番号2ページ、工事名、林業専用道湧洞2号支線他1開設工事は、新規工事でございます。

工事予算額、1,808万円。

工事内容は、湧洞2号支線におきましては工事延長270メートル、幅員4.0メートル、湧洞3号支線におきましては工事延長210メートル、幅員4.0メートル。いずれも新規工事でございます。

続きまして、対図番号3ページの工事名、森林管理道二宮線開設工事は、継続工事でございます。

工事予算額、4,900万円。

工事内容は、工事延長390メートル、幅員4.0メートルでございます。

工事概要につきましては以上でございます。

なお、施工位置図につきましては、裏面の16ページ、17ページ及び18ページに記載してございますので、御参照ください。

また、契約の方法は、指名競争入札を予定してございます。

説明は以上でございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目治山事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項水産業費1目水産業総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 148ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費。

説明第7号及び第8号。

小野産業課長。

●小野産業課長 説明第7号物産直売所エアコン設置工事の施工について及び説明第8号物産直売所木製複合遊具等整備工事の施工について御説明申し上げます。

初めに、説明第 7 号物産直売所エアコン設置工事の施工について御説明いたします。

予算説明書 19 ページ目をお開きください。

近年の急速な気候変動の影響等によりまして、夏の間の猛暑日が増加していること等に伴い、物産直売所内に来客及び従業員の環境の向上、そして陳列商品の鮮度維持などを目的に、令和 8 年度におきまして販売フロア等にエアコンを設置することとし、第 6 款商工費に予算計上をいたしました。

工事概要でございます。

工事名は、物産直売所エアコン設置工事。

工事予算額、540 万円。

工事内容は、物産直売所のエアコン設置といたしまして、電気工事一式、高所吹出型 1 台、壁掛型エアコン 1 台であり、新規工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札を予定してございます。

続きまして、説明第 8 号物産直売所木製複合遊具等整備工事の施工について御説明いたします。

予算説明書の 21 ページを御覧ください。

物産直売所の利用促進によりまして、商品の P R 及び町内経済効果の向上を図るため、令和 8 年度におきまして物産直売所前の敷地に木製複合遊具等を設置することとし、第 6 款商工費に予算を計上いたしました。

工事概要につきまして御説明申し上げます。

工事名は、物産直売所木製複合遊具等整備工事。

工事予算額は、3,500 万円。

工事内容につきましては、木製複合遊具 1 基、4 連ブランコ 1 基、文字モニュメント一式、見守りベンチ一式でございます。

契約の方につきましては、指名競争入札を予定してございます。

説明は以上でございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 質疑を受けます。質疑ありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 2 点御質問いたします。

まず、151 ページ、物産直売所管理費の木製複合遊具等整備工事について伺います。

ただいま説明がありましたけれども、設置場所から見ると、従来はドッグランが設置されていた場所に設置するのかなと見受けられますけれども、今後、ドッグランの

設置場所についてはどうなるのでしょうか。また、本遊具の導入に当たっての使用財源についても伺います。

2点目は、ふるさと応援寄附金事業です。新しく広告料が100万円計上になっておりますのと、運用支援業務が昨年度の約倍額となっておりますけれども、こちらの理由を伺います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

最初に、木製遊具の場所の関係でございます。

議員のおっしゃるとおり、木製複合遊具の設置場所は、現在、ドッグランがある国道に面しているほうということで、今、東屋が2基ございますので、そこを真ん中から割りまして、国道に向かって右側に木製遊具を現在のドッグランを左側の東屋のほうに持ってきまして、面積は若干減るのですが、その敷地内で二つ共有しようかなと考えてございます。

財源につきましては、遊具が木製ですので、森林環境譲与税を約2分の1程度活用しながら、残りの財源は北海道の地域づくり総合交付金に要望を上げさせていただいてございます。

もう1点、ふるさと納税の広告費でございます。

新年度からふるさと納税の受託事業者の変更を、現在、進めている考えでございますが、それに当たりまして、これまであまりできてこなかった積極的なPRという面で、今回の受託事業者につきましては、ECサイト、自分のところでの販売サイトも持っている民間事業者でございます。

そういったところのネットでの豊頃町の広告ですとか、うちだけの返礼品の中に入れるパンフレットみたいな、それは豊頃町の歴史や返礼品の紹介ですとか、観光名所、そして今準備している観光電子地図のQRコードですとか、そういったものが一式載っているパンフレットを作っていただき、同梱していただけると。

また、その受託事業者が首都圏で行う物販PRブースにも豊頃町を出していただけるということで、そういった広告料で100万円を計上させていただいております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ふるさと応援の寄附金事業については、次年度から事業者が変更になるというところで、今、我が町もふるさと納税で少し苦しい状態が続いているのかなと思いますので、少しでも上向きになっていけばよいかなと思います。そちらも引き続き注視していきたいと思います。

物産直売所の管理費については、再質問させていただきたいと思うのですがけれど

も、木製遊具の使用財源は森林環境譲与税を活用するという話でしたが、例えばこれに豊頃の地域材等を活用する予定はあるのでしょうか、伺います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

遊具の町内産の木材の使用に関しましては、遊具メーカーの遊具を使うということになりますので、町内の木材がそのまま使われるかと言ったら、なかなかそうはならないのではないかといいところもありますけれども、間違いなく道産材等を使用した物で、森林環境譲与税が充てられるということは聞いております。

その辺は、できるか、できないかも含めて、検討してまいりたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 ありがとうございます。

あと、直売所の整備に関して、町から全員協議会のときに配付された説明資料の中には、物産直売所を滞在型施設として機能強化するというような記載がありました。

確かに、木製遊具を設置することで機能強化につながるといいますし、滞在時間が増えることによって、設置されている飲食店等の売上げ向上にもつながるのかなと考えて、非常に好意的に捉えているところであります。

ただ、現在、懸念しているのが、物産直売所というか、その周辺のマスタープランニングがまだ少し不明瞭なのかなと思っております。

例えば、現在、入居しているところもありますけれども、チャレンジショップの区画については、今、遊休施設になっていて、備品倉庫のような使われ方をしているところもあると思います。

滞在型の施設として整備するに当たって、今回の整備については、町としての意気込みが非常に感じられるところではあるのですが、今後の直売所周辺の全体のところの方針を、町長はどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今後の考え方というような話でありました。

今回、遊具を置かせていただくとか、いろいろな部分、おとしも十勝一広いドッグランを造ったら、ほかのところに抜かれてすぐ2番目になってしまったというところがありましたけれども、そういったことで、何とかあそこに人が集まってということを考えさせていただいております。

直売所自体は、結構安くて新鮮な物があるということで、たくさん御来場いただいているのが現状で、あとは金土日の3日間だけというのを何とかしてくれないかという話もされています。

また、そば屋ですとかソフトクリーム屋は、その3日間に限らずやっていますけれ

ども、今、物置になっているところは、基本、町内の方が出店するという形でしたが、町内で求めても、なかなかそこで開店するようなことにはならないので、そこはちょっと規制を緩めさせていただき、町外でもそこで店を開きたい方の募集をかけようということで進めさせていただいて、あそこの空いているところを何とかしたいというところですよ。

あと、人が集まるようになって滞在するようになると、トイレを使われる頻度がすごく高くなるのではないかと考えています。

今回、遊具ですとか、そういったところを整備させていただいて、どういう流れになっていくのかをしっかりと見極めながら、また次年度以降、トイレの整備も含めて、どうしていくかということになるのですが、今のところ、2年後、3年後にこうしたいというマスタープランみたいなのはまだ持ち合わせていないです。

いろいろな意味で、茂岩の玄関口として茂岩の商店街の整備が連動していくと思いますから、その辺はこれから全体的なパッケージとしてどうしていくかということいろいろな方に意見を聞きながら、進めていかなければならないと考えています。

継ぎはぎというか、ちょこちょこやっているような形に見えるとは思いますが、最終的にはそこをどういった形にするかということのをしっかり決めていかなければならないという心でいますので、その辺は御理解をいただきたいなと思います。

しっかり考え方をお示しできるときには、議会にもしっかりとお話をさせていただきたいと思っています。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

8番坂口議員。

●8番坂口議員 プレミアム付商品券についてお聞きしたいのですけれども、以前から思っていたのですが、商品券は封筒に入れてありますよね。なぜ封印しないのかというところをお聞きしたいです。

1万2,000円分の商品券が入っていると、封筒が常にかかっていますよね。そこをシールか何かで収めておいてくれると、支払うときに大変楽だと思うのですけれども、封印していないのは何か理由があるのですか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

金券ですから現金とほぼ変わらない扱いなのですけれども、皆さん、購入予約されて窓口に来たときに、10枚ありますよということで目視させていただいて、そこでしまって手渡しするというのが基本的なスタンスだと思います。

なので、最初から封印してお渡しして、後から枚数が足りなかったとか、そういう

ことがないように確認をした上で、その場で手渡しをするというのが意味合い的にあるのかなと思っております。

●中村議長 坂口議員。

●8番坂口議員 そうしたら、買うときに確認して買えということですか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 基本的には、お互い間違いなくありますよねということで確認行為を行った上での取引が一番よろしいのかなと思いますけれども、その辺を日常的に信頼関係の中でやるというのは、その人その人の判断かなと思っております。

以上でございます。

●中村議長 次に進みます。

2目観光費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 155ページで1点御質問いたします。

観光振興費の委託料の中に名刺デザイン作成業務が入っておりますけれども、こういった名刺を作成されるのでしょうか、伺います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

名刺デザイン作成業務でございますけれども、今、整備を進めています観光電子マップのQRコード等を町職員の名刺に掲載していきながら、あと町の観光資源であるはるにれの木やジュエリーアイス等をモチーフにしたデザインを約8種類程度作っていただいて、町の職員として観光PRしていくために、ある程度、統一的な名刺を使い町内外に配っていくといったことで、今回、委託業務を計上させていただきました。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後0時59分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算書154ページ、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費。

説明第9号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第9号豊頃9号線横断管改修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書23ページをお開きください。

本工事は、豊頃地区の町道豊頃9号線に昭和62年に埋設され39年が経過し老朽化した横断管の布設替えを行うこととし、第7款土木費に予算計上したものであります。

工事位置については、24ページの施工位置図を御参照ください。

工事概要は、対図番号1ページ、工事名、豊頃9号線横断管改修工事。

工事予算額、620万円。

工事内容、横断管改修、管径900ミリメートル、延長18メートル。

新規事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目除雪費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目道路新設改良費。

説明第10号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第10号町道整備工事の施工について御説明いたします。

予算説明書25ページを御覧ください。

本工事は、幌岡地区の町道の改良舗装工事並びに長寿命化を目的とした橋梁補修工事を継続事業として実施することとし、第7款土木費に計上したものであります。

施工位置図は、26ページ、27ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、幌岡第3幹線改良舗装工事。

工事予算額、3,200万円。

工事内容、舗装、延長114メートル、幅員5.5メートル、舗装厚12センチメートル。

継続事業であります。

次に、同じく対図番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、幌岡西2線改良舗装工事。

工事予算額、４，９００万円。

工事内容、舗装、延長２６５メートル、幅員５．５メートル、舗装厚１２センチメートル。

継続事業であります。

次に、対図番号２ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、橋梁補修工事。

工事予算額、７，０００万円。

工事内容、橋梁補修２橋（第１号橋、大川２号橋）。

継続事業であります。

この３工事の予算額合計は、１億５，１００万円です。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ３項住宅費１目住宅管理費。

説明第１１号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第１１号ドリームタウン団地内部改修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書２９ページを御覧ください。

本工事は、退居後の町営住宅内部の老朽化や劣化が著しい箇所の修繕・改修を行い、良好な住宅ストックを維持することを目的とし、第７款土木費に計上したものであります。

施工位置図は、３０ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号１ページ、工事名、ドリームタウン団地内部改修工事。

工事予算額、６３０万円。

工事内容、１棟４戸のうち２戸、内装、設備機器及び配管更新一式。

継続事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員 １６５ページのドリームタウン団地内部改修工事について御質問いたします。

継続事業ですので、難しいところがあるのかもしれませんが、本工事の工事内容に、ダクト配管工事や専用コンセントの配置など、町営住宅の利用者によるエアコン設置や、退居時の現状復帰を容易にするための工事は入っているのか、伺いたいと思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

現時点で、議員がおっしゃったエアコンのダクト配管と電源の工事について、今年度は予定しておりませんが、今後、エアコンはストーブと同じように、ますます生活に欠かせないものになっていくと思いますので、改修工事と併せて施工できる状況であれば、工法等を検討して施工できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 目住宅建設費。

説明第 1 2 号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第 1 2 号町営住宅整備工事の施工について御説明いたします。
予算説明書 3 1 ページをお開きください。

本工事は、公営住宅等長寿命化計画による個別改善工事を社会資本整備総合交付金事業において施工することとし、第 7 款土木費に計上したものであります。

施工位置図は、3 2 ページ、3 3 ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号 1 ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、茂岩栄町 A 団地個別改善工事。

工事予算額、1, 2 2 0 万円。

工事内容、2 棟 4 戸。屋根改修、4 0 0 平方メートル、外壁塗装、3 1 0 平方メートル。

継続事業であります。

次に、対図番号 2 ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、ドリームタウン団地個別改善工事。

工事予算額、2, 2 0 0 万円。

工事内容、4 棟 8 戸。屋根塗装、8 6 0 平方メートル。外壁塗装、9 2 0 平方メートル。

継続事業であります。

この 2 工事予算額の合計は、3, 4 2 0 万円です。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次に進みます。

4 項河川費 1 目河川総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 項施設費 1 目施設管理費。

説明第 1 3 号及び第 1 4 号。

田中施設課長。

- 田中施設課長 説明第 1 3 号大津地域コミュニティセンター L E D 照明改修工事の施工について御説明いたします。

本工事は、大津地域コミュニティセンターの照明設備を L E D に改修することとし、第 7 款土木費に計上したものであります。

工事概要は、工事名、大津地域コミュニティセンター L E D 照明改修工事。

工事予算額、1,060 万円。

工事内容、L E D 照明改修一式。1 階 1 8 9 灯、2 階 1 9 3 灯。

新規事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

次に、説明第 1 4 号茂岩山自然公園パーゴラ改修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書 3 7 ページをお開きください。

本工事は、茂岩山自然公園にあるバーベキュー施設 3 棟のうち一番大きな施設 1 棟が築 3 2 年を経過し、老朽化が進んでいることから改修することとし、第 7 款土木費に計上したものであります。

工事概要は、対図番号 1 ページ、工事名、茂岩山自然公園パーゴラ改修工事。

工事予算額、1,000 万円。

工事内容、内部改修、塗装・壁紙張り替え一式。外部改修、屋根塗装・外壁張り替え一式。設備改修、照明交換・換気扇設置一式。

新規事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 1 6 9 ページ、施設管理費の 1 4 節工事請負費の豊頃南町緑化整備工事について伺います。

こちらの整備の詳細については、説明資料を頂いているところでございますけれども、整備する場所は豊頃南町のどの辺りになるのでしょうか、伺います。

● 中村議長 田中施設課長。

● 田中施設課長 御答弁いたします。

こちらの所在地は、豊頃南町 1 1 6 番地 4。町有地でございます。移住体験住宅の道路を挟んだ向かい側、東側に位置しておりまして、町営住宅の豊頃南町 B 団地や豊頃南町の独身者住宅などが建設されている場所の一面にある更地に計画しております。

以上でございます。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に進みます。

1 7 4 ページ、6 項公共下水道費 1 目公共下水道総務費。

(質 疑 な し)

● 中村議長 8 款消防費 1 項消防費 1 目消防費。

(質 疑 な し)

● 中村議長 1 7 8 ページ、2 項災害対策費 1 目災害対策費。

説明第 1 5 号。

森総務政策課長。

● 森総務政策課長 予算説明書 3 9 ページをお開きください。

説明第 1 5 号大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事の施工について説明いたします。

津波発生時の避難時間の短縮と複数の避難路による避難体制の確保を図るため、令和 5 年度より整備を進めております 2 か所の津波緊急避難場所へ通じる避難路について、新年度におきましても整備工事を継続して実施することとし、第 8 款消防費に予算を計上いたしました。

工事の概要は対図番号 1 ページ、工事名、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事。

工事予算額、1,050 万円。

工事内容につきましては、国道 3 3 6 号高台側の工事は避難誘導灯を 6 基設置。トシケシ高台側の避難路は舗装、工事延長 5 0 メートル、幅員 7.5 メートル、舗装厚 1 2 センチメートルの施工を行うものであります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 3 点御質問させてください。

1 8 3 ページ、1 7 節備品購入費の衛星通信端末機器について御質問いたします。
こちらの端末機器は何台購入されるのかというのが1 点目の質問です。

2 点目ですけれども、こちらを購入したら運用費、通信費等がかかると思いますけれども、どちらの費用に計上されているか。

3 点目ですけれども、基本的にこちらの機器は災害用の非常時の物として導入すると思いますが、非常時以外は基本的にどこかで保管する形になるのか。

以上、3 点お伺いいたします。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 御答弁申し上げます。

こちらの衛星通信端末機器につきましては、昨年7 月にカムチャツカ地震が発生した際、津波警報が出まして、国道3 3 6 号の避難場所に大勢の方が避難され、携帯電話が通じないという問題が発生いたしました。

これを解消するために、来年度、衛星通信を通じてW i - F i 環境をつくるための端末機を購入するものであります。

これにつきましては、まず国道3 3 6 号の避難場所のエリアを網羅するような機械を1 台購入したいと思っております。

なお、経費につきましては、同じ災害対策費の中に電話料がございまして、こちらで毎月4 万円から5 万円くらいの使用料がかかるというところでございます。

運用の方法なのですが、この機械につきましては可搬式ということで、持ち運びできる機械になってございますので、有事の際にはその機械を持ち運んで、通信環境を確保するという内容になってございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1 番小笠原議員 可搬式ということで、非常に使い勝手がいい機器なのかなと思いますけれども、本番で使えなければ意味がないというところがあると思いますので、今後の避難訓練ですとか、町の災害関係の企画ですとか、そういうイベントがあった際に、展示というか、町職員が運用の訓練する場みたいなものを、今後、設けられていくのか、伺いたいと思います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 議員のおっしゃるとおり、普段使いするような形で、一般の方にもPRしながら活用していきたいと考えてございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

9 款教育費、1 項教育総務費 1 目教育委員会費。

5 番藤田議員。

●5 番藤田議員 187 ページの小学校入学祝金、高等学校等入学祝金、189 ページの高等学校等就学助成金について、内容等をお聞かせ願います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

小学校入学祝金については、これまでと同じように小学校へ入学される対象者に支給するものでございます。

高等学校等入学祝金につきましては、議会1日目の条例改正でもお話をいただきましたが、生徒1人当たり10万円の入学祝金を支給するものでございます。

あと、高等学校修学旅行費につきましては、子育て支援の一環として新年度から行うものでございます。

これは1日目に承認いただきました入学祝金と就学助成金のほかに、さらに今回は豊頃町から高等学校へ通われている生徒の保護者に対して、修学旅行費を支援するものでございます。

2万円の根拠につきましては、今回、新たに行う制度でございまして、実際に高等学校になりますと、海外に行かれる修学旅行もありますので、公立学校で大体10万円くらい、私立になりますと20万円くらいかかりますので、まず2万円の一部支援ということで考えております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5 番藤田議員 人数的にはどの程度を予定しているのでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

高等学校につきましては、修学旅行は2学年が対象になりますので、来年度は19人くらいを予定しています。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 先ほどと関連するところもありますが、2 点御質問させていただきます。

1 8 7 ページの部活動地域展開試行事業講師謝金について伺います。7 節の報償費のところですか。こちらはどのような事業内容か伺います。

また、2 点目は先ほどの同僚議員の質問に関連しますが、高等学校の入学祝金が 1 0 万円ということですが、全部現金での支給になるのか、それともほかの助成金制度のように、半分は現金で半分は豊頃町の商品券みたいな形になるのか。この支給の詳細について伺います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

部活動地域展開試行事業講師謝金につきましては、令和 6 年度から続けておりました地域移行の継続でございます。豊頃町で土曜日・日曜日に部活動で勤務される教師を対象に支給するものでございます。

あと、高等学校入学祝金につきましては、現金での支給になります。高校に入学することの証明は、在学証明書や学生証の写し等で確認する予定です。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 部活動について再質問したいのですが、今の答弁でいきますと、あくまで土日等の活動に対する労務費みたいなイメージで、これまで研修の実証事業等もやっていたと思うのですが、それとはまた別の立ち位置の経費ということで考えてよろしいでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

これまでやってきた事業と同じ考え方でよろしいです。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

2 目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目学校保健費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項小学校費 1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目教育振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項中学校費 1目学校管理費。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 197ページの修学旅行費交付金について、内容等をお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

修学旅行費の交付金については、近年の物価高騰や原油価格の上昇の影響を受けて、公共交通料金や宿泊費、食事代などが上昇しております。

特にバス料金につきましては、国土交通省による貸切バスの運賃制度の見直しが行われまして、基準額が上げられております。

本町のように児童数が少ない場合、バス1台当たりの費用を少人数で負担するため、1人当たりの単価が高くなる状況にあります。

このような状況を踏まえまして、保護者負担の軽減のため、従来の交付金額に1万円を増額した児童1人当たり2万円を交付することとしたところでございます。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 それによって保護者の負担が減るかなと思っていますけれども、どのような形で試算されているのでしょうか、お聞きします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

来年度の計画書によりますと、旅費が2万3,700円、町の補助が2万円でございますので、保護者負担は3,700円となる予定です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 大分手厚い補助になっているのかなと思いますけれども、それによってどこまで修学旅行先は変わるのでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 修学旅行先につきましては、これまでと同じように札幌市青少年科学館のほか、札幌市内、小樽市内の研修が計画されております。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 今までどおりの研修先になるのですか。保護者の負担が少なくなったから、また別の地域を視察するというような理屈にはならないのですか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

今回の支援につきましては、保護者の負担を少しでも減らすということで実施しております。

例えば補助金が増えたから研修先を別のところにするとなった場合、旅費が増えてしまうと、今回の支援策の意味がなくなってしまうので、これまでと同じような旅行先に対して支援をすることとしております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 保護者の負担が軽減され、これまでと同様の修学旅行が実施されるということでございますけれども、今後も物価高騰とか燃料等が上がる可能性はあると思います。その辺も十分に検討した上での対応をお願いしたいと思います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

議員の言われるとおりだと思っております。

今後につきましても、社会情勢の影響を受ける可能性があると思いますが、小学校2校と旅行内容を検討しながら費用の抑制に努めて、保護者の負担も注視しながら対応していきたいと思っております。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

3項中学校費 1目学校管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目教育振興費。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 201ページの修学旅行費交付金について、内容的にはどうなるか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁させていただきます。

交付金の増額につきましては、小学校の修学旅行と同様に、保護者負担軽減に向けた支援でございます。これまで1人2万円の支援に対し、5万円に増加するものでございます。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 先ほどどおり、保護者の負担が軽減されるかと思っております。

あわせて、修学旅行先が小学校と違って、中学生となると遠くなるかなと思うのですけれども、その辺の動向はどのようになるのですか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

中学校の修学旅行先について、今年度までは函館市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市で修学旅行を行っていましたが、来年度につきましては大阪、京都、神戸を計画しているところでございます。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 北海道から関西の方向へ一気に研修先が遠くなり、充実した研修が受けられるのではないかと思いますけれども、義務教育9年間の集大成ということで、中3にとっては大事な研修先になるのではないかなと思います。

その効果とか、行ってよかったと感じさせられるような場所を検討することも大事なかなと思いますけれども、今後、その辺をどのように考えているのか教育長に伺います。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 今、藤田議員からお話をいただいたように、研修先を変えて、研修の効果というか、生徒のためにどのような研修が必要かというのを十分検討しながら、今回、行き先を検討したと聞いております。

今後についても、研修の内容を適切に分析・評価して、教育効果のある修学旅行であったかどうかを見極めて、行き先を検討していくものというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、研修費用については、今回、町から5万円の助成ということで行き先が変わっても研修費用の保護者負担が増えないように対応していくということで確認しております。

今後についても、研修の内容、それから保護者負担を見極めながら検討していくものというふうに思いますし、教育委員会としても学校の計画については十分内容を精査して見極めたいと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4項社会教育費 1目社会教育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 204ページ、2目文化振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 目図書館費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 目える夢館費。

説明第 1 6 号及び第 1 7 号。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 予算説明書 4 1 ページを御覧ください。

説明第 1 6 号える夢館吸収冷温水機更新工事の施工について御説明いたします。

える夢に設置されている吸収冷温水機は設置後 2 5 年が経過し、経年劣化による能力低下や故障リスクの増大が懸念されていることから、令和 8 年度において吸収冷温水機の更新工事を施行することし、第 9 款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名、える夢館吸収冷温水機更新工事。

工事予算額、2, 4 2 0 万円。

工事内容は、電気工事一式、吸収冷温水機・冷却塔 1 台を更新するものであります。

また、契約方法は指名競争入札であります。

続きまして、4 3 ページを御覧ください。

説明第 1 7 号える夢館ボイラーポンプ更新工事の施工について御説明いたします。

える夢館内の冷暖房や給湯に必要な温水を作るためのボイラーポンプは、設置後 2 5 年が経過しております。

近年は経年劣化による不具合が増加しており、突発的な故障が発生した場合、冷暖房機能が停止し、住民サービスの低下につながるおそれがあることから、安全確保と安定的な施設運営を図り、維持管理機能を増大することを目的として、機器の更新をするため、令和 8 年度においてえる夢館ボイラーポンプ更新工事を施工することし、第 9 款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名は、える夢館ボイラーポンプ更新工事。

工事予算額、5 7 0 万円。

工事内容につきましては、電気工事一式、ボイラーポンプ 8 台の更新を実施いたします。

また、契約方法は指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費1目保健体育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目体育館施設費。

説明第18号、第19号、第20号、第21号。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 予算説明書45ページを御覧ください。

説明第18号総合体育館アリーナLED照明改修工事の施工について御説明いたします。

総合体育館アリーナの照明設備は設置後相当年数が経過し、必要に応じて交換作業等の維持管理を実施しているところでございますが、従来使用している水銀灯の製造が令和3年で終了しており、今後の資材調達が困難になることから、総合体育館の安定的な管理運営を維持するとともに、利用者の安全性・快適性を向上させ、さらに省エネ化を推進するため、来年度において総合体育館アリーナLED照明改修工事を施行することし、第9款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名は、総合体育館アリーナLED照明改修工事。

工事予算額、1,325万5,000円。

工事の内容につきましては、LED照明改修一式、アリーナ45灯を更新する新規事業であります。

また、契約方法は指名競争入札であります。

続きまして、47ページを御覧ください。

説明第19号総合体育館アリーナ空調設備設置工事の施工について御説明いたします。

近年の温暖化により、総合体育館アリーナ内は日射や屋根を通じた熱の影響を受けやすく、高温化する傾向にあります。このため、一般利用時や事業開催時の熱中症リスクが高まっております。

このため、扇風機、大型送風機を活用し、館内の冷却に努めてまいりましたが、効果が限定的であることから、総合体育館の適切な温度管理と利用者の安全を確保し、熱中症発生リスクを低減させるとともに、災害時の避難所機能の向上にもつながるため、令和8年度において総合体育館アリーナ空調設備設置工事を施工することし、第9款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名は、総合体育館アリーナ空調設備設置工事。

工事予算額は、2,860万円。

工事の内容につきましては、床置型空調機4台、電気工事一式の新規事業であります。

また、契約の方法は指名競争入札であります。

続きまして、説明第20号総合体育館屋内遊具の購入について御説明いたします。

総合体育館のトレーニング室に幼児向け遊具を整備し、未就学児が安心して利用できる屋内の遊び場を確保するものであります。

近年、天候や猛暑の影響により屋外での遊びが制限される機会が増えていることから、令和8年度において総合体育館に屋内遊具を購入し、屋内で安心して未就学児とその保護者が身体活動できるような環境を整備し、総合体育館の有効活用と利用促進を図るため、総合体育館に屋内遊具を購入することとし、第9款教育費に予算計上いたしました。

事業概要について説明いたします。

事業名は、総合体育館屋内遊具購入事業。

事業予算額、650万円。

事業内につきましては、サークル28台、クッション遊具3台、組み立て遊具2台、プレイジムすべり台1台、室内運動遊具1台を購入する新規事業であります。

また、契約の方法につきましては随意契約でございます。

次に、51ページを御覧ください。

説明第21号町営野球場整備工事の施工について御説明いたします。

茂岩山にある町営野球場は昭和54年に造成され、完成から47年が経過し、施設の老朽化が進行しており、バックネット、フェンス、ベンチ、スコアボード等の劣化が見られるほか、グラウンドの隆起も確認されております。

安全確保と近年の利用実績の減少を踏まえまして、現町営野球場の解体撤去と、中央若葉町にある町営ソフトボール場を野球場としても併用できるよう、老朽施設の解消による安全性の向上と照明設備を活用した夜間利用の拡充のほか、現町営野球場跡地の駐車場整備による交通安全対策を強化するため、令和8年度において町営野球場整備工事を施工することとし、第9款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名は、町営野球場整備工事。

工事予算額、3,800万円。

工事の内容につきましては、豊頃町野球場解体、バックネット、ベンチ、フェンス、スコアボード、堤体、物置の撤去。豊頃町野球場跡地駐車場造成、砂利敷設4,012立方メートル。豊頃町ソフトボール場野球場利用対応整備、フェンス設置、高

さ 1.2メートル、周囲 27.2メートル、土敷設 140立方メートルの新規事業であります。

また、町営野球場整備工事施工位置図につきましては、裏面 52 ページを御参照ください。

なお、契約の方法は指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

2 番後藤議員。

●2 番後藤議員 私からは説明第 20 号と第 21 号について質問させていただきます。

最初に、説明第 20 号屋内遊具の購入について 3 点お聞きします。

まず一つ目、総合体育館内のトレーニング室に未就学児の健康づくりを考えて屋内遊具を購入するという説明ですが、トレーニング室には現在もクライミングウォールやトランポリン、フィットネスバイクなど、既にたくさんの器具が整備されています。

今回、購入予定の遊具はトレーニング室で使うことができるのか、あるいはほかの利用に影響はないのか、説明をお願いいたします。

2 点目、未就学児が利用することになりますと、利用方法を間違えれば大変な事故につながる可能性も出てくると思いますが、安全対策についてどうお考えかをお聞かせください。

また、遊具の衛生管理も重要な点だと思いますが、併せてお考えをお聞かせください。

3 点目、契約方法について、なぜ入札ではなく随意契約としたのか説明をお願いします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

まず、設置場所の安全性について、屋内遊具の設置場所はトレーニング室中央の空きスペースの利用を予定しております。議員の御指摘のとおり、トレーニング室には様々な器具があります。

その中で、例えばフィットネスバイクとか、そういった器具につきましては、総合体育館の 2 階に移設し、屋内遊具の設置スペースを確保する予定でございます。

また、既存のクライミングウォールやトランポリンの利用に支障が生じないように、屋内遊具の配置や安全スペースを十分検討するとともに、総合体育館の通常利用に影響が生じないように努めてまいります。

未就学児の利用に関して、安全対策と衛生面でございます。

未就学児が利用することになるため、安全対策につきましては、特に重要であると認識しております。このため、導入する遊具につきましては、安全性に配慮して未就学児の利用に適した屋内遊具を選定する予定でございます。

転倒や衝突などの事故防止に配慮した配置と、保護者同伴での利用を基本としてまいります。

また、利用に当たりまして、注意事項の周知も図るように日常的に安全確認と定期的に点検を実施し、安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

あわせて、衛生管理につきましても、遊具の清掃や消毒管理を適切に行いまして、清潔で安心して利用できる環境維持に努めてまいります。

最後に、随意契約の関係でございますが、今回、整備する屋内遊具は未就学児の安全な利用を前提としたものであり、遊具総合の規格や安全性、設置後の運用面の保守等を含めて、一体的に整備することが適当であると判断したことから、随意契約による執行を考えております。

また、契約に当たりましては、仕様内容を十分確認するとともに、見積り内容を精査しまして、価格の妥当性を確保しながら適正に執行してまいります。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 説明にもありましたように、未就学児童が利用するということは、保護者も一緒に、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、いろいろな方がついてくるかと思います。

当然、体育館の利用の増加にもつながるのではないかとということで、その上で、利用者の安全を第一に、スタッフ一丸となって施設運営を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、説明第21号の町営野球場整備工事についても3点お聞きいたします。

まず一つ目、現在、茂岩山にある野球場の解体について、利用者が減少しているとの説明でしたが、単純に野球場の廃止ではなく、町営ソフトボール場との併用に至った教育委員会としての考え方について、改めてお聞かせください。

それから2点目、この事業を計上するに当たり、町体育連盟やその加盟団体などとの協議経過をお聞かせください。

また、中学校の野球部とソフトボール部の部活動への影響はないのか、中学校との協議経過も含め、お聞かせください。

3点目、令和8年度で町営野球場を解体し、町営ソフトボール場に併設するとして予算計上されておりますが、予算書217ページに町営野球場費と町営ソフトボール場

費として、それぞれ事業費と使用料及び賃借料が前年とほぼ同額計上されているのはなぜか、お聞かせください。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

野球場を廃止せずに、町営ソフトボール場と併用することにつきましては、既存のソフトボール場を野球でも利用できるように整備することによりまして、競技環境を確保しながら、施設の集約と有効活用を図ることを考えたところでございます。

単純に廃止でなく町営ソフトボール場との併用で、共用できる部分は共用し、機能を確保しながら、より効果的で安全な施設運営を図ってまいります。

次に、今回の球場の撤去の関係で関係団体への対応、中学校への影響についてですが、町営野球場の現状と整備の考え方は説明を行っております。理解を得ながら進めているところでございます。

具体的には、2月9日に開催されました体育連盟の役員会において説明を行ったほか、野球協会、ソフトボール協会、スケート協会に対しましても説明を行っているところでございます。

今後におきましても、関係団体や利用される皆様に丁寧な説明を行い、理解を得ながら、事業を進めてまいりたいと思っております。

また、中学校の部活動への影響につきまして、現在、野球部は池田町と浦幌町との合同チームで活動しており、3町の当番制で練習会場を持っているところでございます。

このため、今回の整備によりまして、直ちに部活動全体に大きな支障が生じるものではないと考えておりますが、今後におきましても、学校や関係町と十分連携して、活動に支障が生じないよう調整してまいります。

なお、ソフトボール部につきましては、令和8年度は部員がいないため、休部となる予定でございます。

今後も生徒数や部活動の状況、また一般利用を含めた施設需要を踏まえながら、必要な活動環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、予算の関係でございます。議員のおっしゃるとおり、新年度予算では町営野球場と町営ソフトボール場それぞれで予算を計上しております。

現時点で工事の着工時期や施工期間が明確になっていないことから、施設管理等に支障が生じないよう、当初予算におきましても例年必要となる所要額を計上しております。

今後、執行に当たりましては、工事の時期や進捗状況を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●2番後藤議員 今回の野球場とソフトボール場の併設、それから前段にありました総合体育館のもろもろの工事と備品の購入、それともう一つ、まだ定まっていない旧豊頃中学校跡地の利用などに関連して、町として、あるいは教育委員会として、今後の体育施設の在り方や整備方針についてお考えがあれば、お聞かせください。お願いします。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 後藤議員からの体育施設全体の考え方について、教育委員会としてお話をさせていただきます。

まず、総合体育館につきましては、昭和56年の建設以来、相当の年数がたっておりますが、施設を整備しながら、できるだけ長く使っていきたいという考えで、今回もエアコンの設置とLED化を進めたところでございます。

また、野球場につきましても老朽化が進んでおりまして、施設を維持していくのが大変難しくなっているのと、現状の野球場の利用が少ないこと、それと現状、児童生徒が多く利用しますので、その児童生徒の利用環境を整備していくと。

また、旧豊頃中学校跡地の整備についても、基本的な考えは児童生徒がまず利用しやすいもの、町民が利用しやすいもの、それと交流人口という部分での利用、それらを十分に町と協議をしまして、今後についても整備を進めていきたいと思っております。

また、旧豊頃中学校の体育館につきましては、前年度から道内の施設の視察も含めて検討し、積算もしながら検討しているわけでございますけれども、全体の部分と、それから体育館の施設整備についても、引き続き検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ただいま教育長から、教育委員会の考えということで答弁がありました。町といたしましても、今後の施設整備、教育施設として教育委員会の考えている部分をしっかりと尊重させていただきながら、こういった形がよろしいのかと。

実際、中学校の建て替えによって旧豊頃中学校の敷地がああいうことになってございます。特に体育館については、利用の用途がまだ定まっていのようなことになってございますけれども、今、それも順々に検討を深めながら、こういったことができるのかということも含めて考えていきたいと思っております。

その全体的な考え方を示せる状況になっていなくて大変申し訳ないところではございますけれども、しっかりと横の連携、関係を密にしながら、町民にとって一番使い

やすい施設、また教育ですとか、そういったところも含めて、しっかりと配慮したような形で整備を考えていきたいと思います。

議会にもその都度お示しをしながら、しっかりとよりよいものということで考えてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 今回、提案されている教育費の予算は、単純に合計しますと 1 億 3,000 万円くらいになります。

ただいまの野球場の移設も含めていますが、施設だとか設備についてのものが非常に多い。この令和 8 年で、急に総合的に出されている感じがします。

その財源をちょっと見せてもらいますと、一般財源と地方債。そうすると、1 億 3,000 万円近い教育に係る予算の中で、特に施設だとか機器類には寿命があるわけです。耐用年数があるわけです。

これらについての年々の施設点検はされているのだろーと思います。そういう中で、財政的に若干なりとも緩やかな提案をされるべきではないかなというのが私の感想です。

そのようなところで、何か根底に今回どっと出さなければいけない理由があったのかなと勘ぐりましたので、その辺の事情が分かればお聞かせいただけますか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 今回、予算の説明でも何件も説明をさせていただきましたので、議員がおっしゃるように、先ほども申し上げましたように、体育館は昭和 56 年に建設された施設でございますし、その都度、更新をしていかなければ、いい状態で使っただけないし、またちょっとそれを猶予すると、もっと多くの負担が生じるという場面もあります。

その他に使う人のニーズだとかも随分変わってきているように思いますので、それらを踏まえて、より町民が使いやすい施設整備というようなことを、次年度から総合計画も始まりますので、そういう部分も含めて教育委員会として方向性を町と協議させていただいた結果、このような形で新年度に向けて多くの事業を実施することになったというふうに捉えております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6 番大崎議員 多分、一般的にそういうような事情であろうと思います。それはそれとして理解するのですが、他町の運動施設を利用するアスリートの卵からの評価が、本町は非常に高いです。総合体育館の利用・活用にしても非常に好評なのです。

上のサッカーもそのとおりです。とにかく駐車できないくらいの現状で、私は今回の提案はベストだなと思っています。

ですから、これは早急に年をまたがる前に、きちんとやるべきだなというのを私が町民として感じている感想です。

ですから、今、教育長が説明していただいたことは、よりこれを参考に、今後、町内、町外にかかわらず、特に豊頃町外の小中学生・高校生・大学生も、一時的でも来られる環境をベストの形で備えるべきだというのが私の考えであります。

それを、行政を担う按田町長と綿密にその辺の動向をトータルの考えて、この施設を有効利用しようと。料金がただだとか、安いばかりではないですよ。やはり施設の内容だということを私は感じます。

ですから、今回の予算について、私は最大の称賛をしたいと思っています。その時期をシーズンに合わせて早めることができるかどうかは、まだ宿題・課題ですが、その辺も一つ肝に銘じて進めていただきたいと思います。教育長、その感想はどうですか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 大変ありがとうございます。

今、御指摘がありましたサッカー場についても、多くの町外のチームに利用していただいていると。中にはホテルを利用してということで、非常に町の活性化につながっている部分もあります。それから、体育館につきましても、町外の合宿の練習拠点ということでもあります。

先ほど申し上げましたように、交流人口の増加にも大変寄与している部分がありますので、これらについては町長と十分に協議を進めてということで、今回も野球場を廃止して、更地にとということで、駐車場、一部をサッカー場にも使えるようなことも考えながらということもありますので、それらを十分検討しながら、町と連携して進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 14時10分まで休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

●中村議長 休憩前に続き、会議を開きます。

予算書218ページ、3目学校給食費。

説明第22号。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 予算説明書53ページを御覧ください。

説明第22号学校給食センター外壁塗装工事の施工について御説明いたします。

本町の児童・生徒に安全・安心な給食を提供する重要な施設である学校給食センターは建設後28年が経過し、外壁のひび割れ、塗膜の剥離及びシーリング剤の劣化が確認されていることから、水の侵入による建物躯体の損傷防止と適切な衛生管理を保つため、令和8年度において学校給食センター外壁塗装工事を施工することとし、第9款教育費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事名は、学校給食センター外壁塗装工事。

工事予算額、1,200万円。

工事の内容につきましては、外壁塗装、623平方メートル、新規事業であります。

また、契約方法は指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

3番岩井議員。

●3番岩井議員 小学校の給食費についてお伺いいたします。

国は2026年度から小学校の給食費に助成を行うということで、本町の取組等がありましたら、お伺いいたします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

教育行政執行方針の中で教育長からもお話をさせていただいたのですが、まだ国会で内容等が確定しておりません。

ほかの自治体では、既に小学校の給食無償の関係で予算審議されているところもありますが、本町につきましては国でしっかり決まった段階で、迅速に対応していきたいと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 222ページ、10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費1目災害調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目過年災復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項農業用施設災害復旧費1目過年災復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 1 款公債費1項公債費1目元金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目利子。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 2 款予備費1項予備費1目予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、227ページから234ページまでの令和8年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
4番杉野議員。

●4番杉野議員 教育費の中学校費の中から、199ページ、17節の備品購入で、中学校校務用コンピューター譲渡代金とあります。備品購入ではなく、譲渡代金とはどういう意味なのでしょう。

●中村議長 暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時15分 再開

●中村議長 再開します。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

中学校の生徒が使うタブレットを備荒資金組合からお金をお借りして購入しているものでございます。そのお金を備品購入費から返していく状況でございます。昨年度も行なっている状況でございます。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 すみません。耳が悪いものですから、20パーセントほどしか聞こえていないので、もう一度お願いします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

生徒が使うタブレットを備荒資金組合からお借りしたお金で購入し、学校で使っております。その備荒資金組合にお返しする金額を来年度につきましては98万9,000円で計上しております。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 譲渡代金については理解いたしました。

その下の需用費に、中学校教員住宅内清掃というのが8万円ほど予算計上されています。

一般町民が町営住宅をお借りして退居するときに、次の人のために清掃もせずに出ることはないと思うのですけれども、中学校の住宅はそういうことがあるのですか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

教職員住宅につきましても、借りられた方が出て行くときには清掃をしています。必要に応じて、一般的な清掃で落ちない部分につきましては、専門業者とかにお願いしてやっていただくこともありますので、予算計上させていただいております。

以上です。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 私から、公営住宅につきましても清掃業者に依頼して清掃することはございますので、補足させていただきます。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 通常の民間企業の賃貸住宅等については、この予算計上された分まで、そこにおられた方に請求できることになっています。

後からこのようなものを公のお金で負担していかなければならないというのは、正常なことなのでしょうか。私の考えていることが異常なのでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

例えば入居されていた方が退居され、その後に別の方が入ったときに、必ずしも前の方の汚れか分からない場合があります。そういった場合に、このお金を使うことがあります。

以上です。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 公営住宅につきまして、議員のおっしゃるとおり、基本的には入居されていた方が退居するときに、担当者が退居検査をいたしまして、壊れている部分

とか汚れている部分につきましては、その入居者の個人負担で修繕していただいております。

以上です。

●中村議長 杉野議員。

●4番杉野議員 町営住宅についても、教職員住宅についても、契約時に写真等を残し、ここがこうですという確認を取りながら、退居時に正しく請求できるものについては正しく請求していくという方針で予算組みをしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、今後につきましても、利用された方、契約された方がしっかり清掃し、次の方に気持ちよく利用していただけるよう対応してまいります。

以上です。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 公営住宅につきましても教員住宅と同じように、退居される方にしっかりきれいにしてお出いただきまして、次に入居される方が気持ちよく住んでいただけるように管理していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

杉野議員。

●4番杉野議員 これに答弁は要りません。教員住宅のことで関連答弁を施設課長にもしていただきましたこと、お礼を申し上げて質問を終わらせていただきます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 205ページの二宮報徳館費の工事請負費の中の展示施設改修工事についてお伺いします。

8年度においてはどのような工事を計画しているのか、お聞きします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

令和8年度につきましては、廊下壁面に入植時の様子や移住者の出身地などを紹介する展示パネルを設置する計画をしております。

5月に担当職員と郷土資料調査員が南相馬市を視察した後、原稿を作成し、秋頃をめどに改修を予定しております。

そのほか、令和8年度から通年開館を予定しております。これに向けて、冬期間に

においても来館者が快適に見学や研修、研究を行えるよう、暖房機器の整備を計画しております。

事業費につきましては、展示改修で150万円、ストーブ購入で45万円、計195万円を計上しています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 教育行政執行方針の中で、文化財について述べられております。令和5年から整備が進められているかと思えますけれども、これまでの整備状況について、また改修状況について伺います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

二宮報徳館の改修につきましては、来館者にとって見やすく学びやすい展示環境を整えることが重要であると考えておりまして、令和5年度から段階的に進めております。

令和5年度は、展示パネルの設置や照明設備の改修、トイレ改修等で456万3,000円。

令和6年度につきましては、二宮報徳館1階廊下部分の展示壁面の改修と展示台・展示ケースの購入で153万7,000円。

今年度につきましては、館内案内パネルの設置、案内入り口のスロープの設置改修、壁面改修等で283万1,000円。

3年間で事業費として893万1,000円を支出しております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 この改修工事はいつ頃の完成を予定しているのか、また来館者はどのような形で推移しているのか、併せてお聞きします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

大きな改修工事につきましては、令和10年度をめどに完了を予定しております。

令和9年度は、まだ来年、再来年の話ですけれども、LED照明の交換など、引き続き館内の改修を予定しておりまして、令和10年度につきましては、二宮報徳館の階段の改修等を計画しているところでございます。

来館者の推移については、今年も入れた3年間でのデータになるのですが、令和5年度が23人、令和6年度が125人、今年度につきましては1月末現在で205人と増加傾向にあります。

特に今年度は前年比で7割増となっておりますが、昨年8月から郷土資料調査研究員が常駐する体制を取ったことと、町広報紙、新聞等の報道機関に掲載していただいたことが大きな要因となっております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 年次をもって改修を進められ、報徳館が整備されているかと思いますが、この完成後には町内各地、十勝、北海道、全国という形で広く発信することも大事なかなと思います。その辺の考えについてお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。

報徳館の整備につきましては、年次で大きな改修を1回で行わないで、少しずつ進めさせていただいているということで、議会にも所管事務調査で調査をしていただき、これまでの年次の改修経過等も把握していただいていると思っております。

先ほど課長が申しましたとおり、毎年、来館者が増えてきているということで、これはしっかりと整備をさせていただいて、二宮尊親先生の開拓の経過、功績ですとか、そこに豊頃の開町の歴史といいますか、大津から始まって、いろいろなものも全て報徳館に集約しながら展示をするということで、今、考え方もまとまっておりますし、そのほかにも、まだ教室内等に置いてある貴重な資料を郷土資料専門員に整理していただいております。

考え方としては、豊頃町の歴史の拠点ということで改修を進めさせていただいているというふうに私は思っていますから、先ほど令和10年という話がありましたけれども、そうは言わずに、できたところからしっかり見ていただいて、毎回、中身が変わったり、新しくなったりすると、リピートする方が増えてくることもありますから、そういったところでも見ていただきたいと思います。

また、道内だけではなく、日本全国にこういった拠点があるというところをしっかりとPRしながら、いろいろなところから来ていただいて、学んでいただく、見ていただくということが必要かなと思っています。

そういったところもしっかり考えながら、整備をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 歳出全般ということで、次世代育成支援金や入学祝金、修学旅行助成金、高等学校就学助成金等、子育て支援関係の支援金・助成金全般について質問いたします。

こちらは先ほど同僚議員から質問もありましたので、私からはE B P M、エビデンスに基づく政策立案という面で1点御質問したいと思います。

今回の大幅な改定というところについては、疑問点はあるつつも、評価をしているところでもあります。

以前から定期監査結果報告書で指摘があった点についても解消されていますし、町長が町政執行方針で言及されていましたが、まさにライフステージに応じた切れ目のない支援体制だと私も思っております。

先ほど担当課からも答弁がありましたけれども、子育て期というよりも、より後のステージに支援制度や支援額の重心が移動したような形かなと思っております。

今回、大幅な改定を行いましたけれども、トータルで考えたときに支援が増したとか、大幅に減少したというところはあまりないのかなと思っております。

この助成金関係のところをちょっと試算しましたけれども、生まれてから18歳までに子育て支援関係の支援金・助成金のトータルでもらう額、例えば第1子が生まれたと仮定して、満3歳から保育所に通所する場合は、これまでの制度に比べて新制度のほうが8万8,000円ほど増額になるのかなと思います。

最近は満1歳から入所される方も多いと思うので、そういう方だと、逆に新しくなった制度のほうが3万2,000円減額になるという試算をしているところがございます。トータルで見た場合には、必ずしも新制度が、あくまで額面ですが、手厚くなるわけではないのかなと思っております。

今回、大幅な改定を行いまして、先日、条例改正もありましたけれども、教育課長からの答弁で、例えば高校の入学祝金の算定根拠が文科省から出ている調査の公立学校の全日制の入学諸経費の金額が根拠になっているという話もありました。

根拠がしっかりしていますので、こちらについて異論はありませんけれども、このほかのところに関してもエビデンスに基づく政策立案という面から見れば、まだ改良の余地があるのかなというふうに思っております。

小学校以降の支援策においては、今後、効果測定も必要になりますし、先ほどの答弁で、物価状況ですとか、実際にかかる経費等も見ながら、また見直しを考えていきたいというお話がありました。

この文科省の学習費調査で、今は令和5年度のものが最新かと思いますが、2年に1回調査しているかと思いますが、恐らく次年度に7年度分の調査が出てくると思います。

こういったところを参照して、今後、課で定期的な金額の妥当性ですとかを見直すことは考えているのか、伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、その時世によって状況は変わってくると思います。ですから、積算している根拠の基礎的な部分が変わってくれば、そこは考えてあげなければいけないかなというところです。

今回の通学助成もそうですけれども、物価が上がってきて、7,000円ではなかなか大変だという親の声があり、そういったところで1万円に上げているという経過もあります。

だから、そういった公表される根拠もそうですけれども、保護者を含め、実際に意見を聞きながら、ここはどうかなのかというのも参考に、根拠が後づけになってしまうことも場合によってはあるかもしれませんが、そういったことでしっかりと状況を把握しながら、制度を組み立てていくことを心がけていきたいと思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 1点関連するものもちょうとありますが、予算書では183ページになると思います。町長の重点的な政策の一つである大津地区の避難路について、今回も1,050万円の予算が計上されました。

この肝煎りの政策を進めるために短期決戦で行くべきだというのは当然ですが、つい最近のメディアでは、太平洋沿岸で最大マグニチュード8くらいの地震が起きそうだと報道されていました。

したがって、国道336号の避難路造成を進めていくためには、早急に手をつけなければいかん。そういう感覚で、このプレスを発表を見ていたわけです。

この辺を考えて、本町の業者の力不足なのであれば、近隣の業者で早急に施工してもらったほうがいい、よりましだと考えていました。

できればこの予算が通った段階で、防災・減災に対してのアクションを、早急に業者に発注すべきだという考え方もあると思っていました。その辺の考え方を町長にお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。

言われるとおり、今まで一丁目一番地で防災対策をやらせていただきましたし、特に十勝の沿岸4町の中で、先頭を切った形で、千島海溝地震の対策、津波対策をやらせていただいていたところもございます。

最終的な避難路の整備につきまして、繰越明許費で予算を計上させていただいて、地盤の弱かったところはきちんと固くできましたので、その上に路盤の工事をさせていただきます。

もう契約して、この間、議会で議決を受けた工事です。ですから、春先、しばれはもう関係ないと思います。下がコンクリートみたいに固くできていますから、ある程度になれば、すぐ取りかかれるような形です。

今回、提案した新年度予算は、その舗装の工事ということになっていますから、路盤ができれば、舗装は直ぐにできます。

基本的に緊急事業計画の中で国から3分の2のかさ上げの補助をもらい、やらせてもらっていますけれども、その計画期間が令和9年度まであります。

ただ、令和8年でほぼ100パーセント出来上がる形になっていますので、通常5年間でやればいい仕事を前倒しでやらせていただいているのが現状です。

議員のおっしゃるとおり、報道で何センチメートルも海溝のところがひずんでいるという話が出てきて、いつドーンっと弾けてもおかしくないという話が来ていますから、悠長な話はしていただけないところですが、急ぐところはしっかり急いでやらせていただいています。これからも、そういったところをしっかりと心がけて進めてまいりたいと思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 既に繰越明許費で発注済みだということで、非常にテンポが速くてよかったと思っています。

想像しながら発言しているのですが、そういう事態が発生した場合、国道336号を走っている他の車両の制御というのが、私は重要なポイントになるだろうと想定しています。

それについては、我が町の行政区のみならず、他の町村から入ってくる車両についての国道の表示、広報、お知らせ板というのか、そういうものを24時間点滅できるというような、例えば道だったら振興局の建設部、あるいは開発局かもしれませんが、そういうところとの一体の打合せや提携の申合せができていいのか、いないのかのお話はどうですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 国道については掲示板があって、津波ですとか地震が起きたときに通行止めだとかは掲示されるように、ポイント、ポイントでなっていますから、通行止めになったことは分かると思います。

あとは、議員がおっしゃられたとおり、対面になって来る部分をどうするのかとか、いろいろな話がありますから、先般、開発局帯広開発建設部等々とお話をさせていただいています。

また、この間、大津地域に東京大学大学院の松尾先生が来て講演もしていただいたのですが、その中でも若干触れられたのが、本町は水平避難、車で国道336号まで

逃げることになりますから、向かいから来たときに危ないかとか、いろいろなことが出てくるのですね。

ここは道路管理者や公安委員会など、いろいろと関係があるのですが、災害が起きたときには片側1車線を2車線化して、一方通行で行けるように考えるだとか、そういったことをこれは大津から国道336号へ出る道道もそうですけれども、あるいは築堤の上も交互で来るのではではなくて、もう真っすぐしか走れなくするだとか、向かうほうは一方通行で走るといようなことも規制する必要があるという話を国ともしてきている経過もあります。

今まではハード整備が主で、道路整備だとかいろいろなことをさせていただきましたけれども、これからはソフト的なところ、どう逃げるのか、どう避難するのかというところを、関係機関もそうですし、まずは地域と打合せをするだとか、そういったところをしっかりとやっていきたいというような話をしています。

大事なことだと思いますので、そういった形をしっかりと心得ながら、進めてまいりたいと思っています。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、6ページから8ページまでの第2表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、本一般会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号

●中村議長 議案第3号令和8年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和8年度豊頃町国民健康保険特別会計予算書250ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款国庫支出金 1 項国庫補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款道支出金 1 項道補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款財産収入 1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款繰入金 1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項基金繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款繰越金 1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、258ページからの歳出についても、項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費 1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項運営協議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款保険給付費 1 項療養諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項高額療養費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項移送費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項出産育児諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項葬祭諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項後期高齢者支援金等分。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項介護納付金分。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項子ども・子育て支援納付金分。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項保健事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款基金積立金 1 項基金積立金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項国保診療報酬支払基金委託金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項一般会計繰出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款予備費 1 項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、271 ページの令和8年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号

- 中村議長 議案第4号令和8年度豊頃町介護保険特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和8年度豊頃町介護保険特別会計予算書282ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料 1 項介護保険料。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 款使用料及び手数料 1 項手数料。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項国庫補助金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 款道支出金 1 項道負担金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項道補助金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款財産収入 1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款繰入金 1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項基金繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 8 款繰越金 1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 9 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、292 ページから、歳出についても項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費 1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項徴収費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項介護認定審査会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項介護予防サービス等諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項その他諸費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項高額介護サービス等費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項高額医療合算介護サービス等費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 項特定入所者介護サービス等費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項一般介護予防事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3 項包括的支援事業・任意事業費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 4 款基金積立金 1 項基金積立金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項繰出金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

309 ページから 316 ページまでの令和 8 年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 号

●中村議長 議案第5号令和8年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和8年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書326ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款繰入金 1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款繰越金 1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項雑入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、330ページからの歳出についても、項ごとに質疑を受けます。

1 款総務費 1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項徴収費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項繰出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款予備費 1 項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号

●中村議長 議案第6号令和8年度豊頃町医療施設特別会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和8年度豊頃町医療施設特別会計予算書344ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入 1 項財産運用収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款繰入金 1 項他会計繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款繰越金 1 項繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款諸収入 1 項診療報酬収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項貸付金元利収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款町債 1 項町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、348ページからの歳出についても、項ごとに質疑を受けます。

1款医院費1項医院費。

説明第23号。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 別冊の予算説明書55ページを御覧ください。

説明第23号豊頃町立豊頃医院一般X線撮影装置の購入について御説明いたします。

本予算は、町立豊頃医院における一般X線撮影装置の更新に要する経費につきまして、現行装置は経年劣化により画質や処理速度が低下し、診療の質の確保に支障を来しているほか、故障時には診療の継続に重大な影響を及ぼすおそれがある現状を踏まえ、町民の健康を守り、安定した地域医療体制を維持するため、計上するものです。

あわせて、撮影時間の短縮や診断支援機能の活用により、住民の負担軽減と医師の業務負担の軽減、診療効果の向上を図ることを目的として、医療施設特別会計第1款医療費に計上したものであります。

事業概要は、事業名、豊頃町立豊頃医院一般X線撮影装置購入事業。

事業予算額、2,360万円。

事業内容、一般X線撮影装置1台であります。

なお、契約の方法は指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 2款歯科診療所費1項歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款公債費1項公債費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、338ページ、第2表地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

15時10分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

●中村議長 休憩前に続き、会議を開きます。

◎ 議案第7号

●中村議長 議案第7号令和8年度豊頃町簡易水道事業会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和8年度豊頃町簡易水道事業会計予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第3条収益的収入及び支出については、6ページの令和8年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を項ごとに質疑を受けます。

1款簡易水道事業収益1項営業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項営業外収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 収益的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページからの収益的支出についても、項ごとに質疑を受けます。

1 款簡易水道事業費用 1 項営業費用。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 営業費用の中の多数にわたるところかと思いますが、スマートメーターの関係で伺いたいと思います。

スマートメーター運用に係る費用の支出増加額について、1 点御質問いたします。

スマートメーター導入の費用対効果については、昨年6月定例会で質疑しましたが、その際、担当課から導入費用や通信費等で一時的に費用は増加するものの、将来的な検針員の人手不足やこれからの対応、漏水防止や節水による水道事業全体の効率化を考えると、費用は圧縮されるものと考えていますという答弁がありました。

この点については理解しておりますが、本年の予算を見た際に、スマートメーター関係のシステム使用料や通信料など、今回から新規でかかるものに対して検針費用を減らすことができるということで、従来分の検針作業費用が減額される分、計算すると大体どれくらいの費用が実際にスマートメーター運用にかかるところで増額となるのか、お答えください。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

スマートメーターの導入につきまして、まず費用からお答えいたしますけれども、スマートメーターのウェブ通知システムの使用料に71万円と通信費に99万円、合わせて170万円の費用がかかることになります。

この後、下水道会計で出てきますが、同じ金額を下水道でも計上させていただいており、合わせまして340万円がスマートメーター導入のランニングコストとして令和8年度にかかっていくことになります。

そして、スマートメーターを導入した後も、通信がうまくいかない部分など、従来どおり検針員が回るところも数十件はあると見込んでおりますので、その分を月100件ほど、大分余裕を見てはいるのですが、その委託料を60万8,000円で計上させていただいております。

今、申し上げたものを合わせまして、スマートメーターの導入費、ランニングコストと検針料で400万8,000円を計上させていただいております。

令和7年度の検針の委託料につきましては、当初予算で307万7,000円を計上させていただいておりますので、比較しますと、今年度のほうが93万1,000円高くなってきております。

しかし、先ほど議員もおっしゃったとおり、スマートメーターを導入することによ

りまして、リアルタイムで水道の使用水量を把握することができますので、今まで1か月間放置されていた漏水をリアルタイムで確認できます。

ですので、今まで1か月間捨てていた水をすぐに確認して、漏水を減らすことができる。それにより、有収水量の向上に努めることができ、職員の労働時間の短縮等にもつながると考えております。その辺りも含めると、メリットは大きいのかなと考えております。

また、併せて検針員の確保も全国的に高齢化等で問題となっておりますので、その辺のカバーもできるのかなと考えております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 予算に関する直接的な数字ではありません。このインフラの考え方を将来どう持っていくかということについて、お聞きしたいと思います。

都市型の陥没だとか漏水だとかの事故は、本町にはあり得ないと信じています。しかし、耐久的なものとしての配管は、予算化されている毎年の布設のため、こういうことが進んでいるという現状を踏まえて、本町の四つの市街地以外の農山地に配管している水道や下水道の配管については、今後、どう捉えていけばいいのかというところの考え方。長期的に本町のインフラの将来性について解いていかなければならないだろうと。

そのためには、町整備、あるいは、まちづくり全体のインフラの捉え方というものを考えるべきだと思いますので、それについてのお考えがございましたら、町長の所見をお願いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ありがとうございます。

水道・下水道を含めて、生活に欠かせないインフラであります。

水道は浄水場が2か所あり、管路も含めて更新は年々予算をかけながらやらせていただいているところですが、経年劣化してきているのは否めず、有収水量に対して使われている部分だとかを考えると、どこかで漏水しているとか、今、いろいろなことが生じています。

大きな陥没事故だとかは都市型なので、ここではないとは思いますが、そういったことで、これをどういうふうにしていくのかというのは、計画的に更新を進めていくということと、どちらかと言えば、今までもそうですけれども、予防的にきちんと先々のメンテナンスをしていくことが本当に大事なのではないかと思います。

1か所を直すと、ほかのところに負荷がかかって、またそこが壊れるということ

が、最近、本当に続いていますから、そういった意味でも管の整備は大事だと思っています。これは町内全部を張り巡らしていますから、そこを何とかしなければいけない。

それにも増して、浄水場が大分経年していますから、ある意味、今、しっかりとメンテナンスしなかったら、本当に機能を発揮しないというところですよ。

更に、線状降水帯も含めて春先もそうですが、大雨が降ったときに異常なほど水が入ってきて浄水が間に合わず、そのまま水が流れてしまうことも去年はあって、給水するようなことも多々ありました。

そういった意味も含めると、浄水場の機能は大分落ちてきていますから、そこも今年度の事業費の中で、今、審議していただいている中にもありますけれども、そういったところもしっかりとやっていかなければ駄目だということで、予算を計上させていただきます。

うちだけではないです。ほかの町もそうです。広域の何町村かで水道施設を持っているところもありますけれども、単独はまだ自分のところのお金で直せばいいです。広域になっていくと、またがりますから、そういった意味で調整がなかなか利かなくて進まないこともあるそうです。

今、私も簡水の町村会で委員になっていますから、いろいろな情報が入ってきますけれども、これから先、どこも水道と下水道は町の財政にも大きな負担を強いるようなことになってくる。

単純に水道料金を上げれば、それで賄えるという形でもないです。当然のことながら、人口減るのと一緒に給水人口も減っていきますから。

そういったことで、どう持たせていくか、どうやっていくかというのは、本当に喫緊な課題でありながら、しっかりと先を見据えた形で考えていかなければ駄目だということをしっかり意識に置いていますので、一つよろしく願いしたいなと思います。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 もう1点、これは町長ではなくて、担当者にお聞きしたいのですが、本町において布設しているインフラの上下水道の管についての点検・検証は、今のシステムを使って十分に一目で確認を取れるのかどうかという現状を聞きたいのと、それから本町は何と言っても太平洋に接している町。

大津、こういうところの地震、本町の内陸から言うと、非常に危険ないつ地震で津波が来るか分からない状況の中におけるインフラというものについての材質です。配管していくことについては問題なしですが、材質ですね。

昔流で言う鋳鉄管は、振動に弱いわけです。あるいは、塩ビ製の卵形管という配管

がありますが、これも強度に弱い。

今は、地震でうねって土地が動いても地下が動いても、もう少し耐えられる管に変わっていると私は見っていますが、参考的にそういう物が本町でどの程度まで採用されているのかというところを若干聞いておきたいなと。

今後、非常に重要だと思いますので、その辺の捉え方、あるいは取り入れ方があれば、お聞きしたいと思いますが、これは課長が分かると思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

水道管と下水管についての現状といいますか、点検等をしているのかという御質問かと思いますが、水道は点検を行っておりません。下水道は設備の点検を行っております。

そして、下水道は計画を立てて、今も施工、事業を推進しておりますけれども、その計画に基づいて更新等を行っております。

水道につきましては、設備の維持管理を日々行っており、そちらで異常がないか等、毎日確認しておりますので、機器等についてはその辺りで確認できるのかなと思います。

また、管路につきましても、配水流量を常時監視しており、管路に漏水等があったら、すぐに異常水量で警報が上がってきますので、管路1本1本は確認しておりませんが、異常については把握できているのかなと考えております。

続きまして、埋設の管の材質につきましては、議員のおっしゃるとおり、大津地区は土質が砂地であったり、塩が含まれていたり、そういうところも多くあるわけですが、大津に限らず、今、予算計上させていただいている補助事業の更新工事、また独自の財源でやっている更新事業につきましても、管の材質は主にH P P E、配ポリ管とよく呼んでおります配水用ポリエチレン管という非常に強い材質のプラスチック管を使用して、更新を行っております。

そして、铸铁管も変わらず使っておりまして、この铸铁管も非常に耐震性が強くてさびにも強い。耐久性・耐震性が今は高まっておりますので、現在ではその2種類をメインの管の材質として更新事業を行っているところでございます。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

9 ページ、2 項営業外費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項特別損失。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項予備費。

(質 疑 な し)

●中村議長 収益的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
5 番藤田議員。

●5 番藤田議員 全般的にお伺いします。

1 3 ページですけれども、未収金の増減額について。

●中村議長 藤田議員に申し上げます。

今は収益的支出の部分ですので、後ほどにしてください。

●5 番藤田議員 失礼しました。

●中村議長 次に進みます。

第 4 条資本的収入及び支出については、1 0 ページの資本的収入を項ごとに質疑を受けます。

1 款資本的収入 1 項企業債。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項他会計補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 項補助金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、1 1 ページの資本的支出についても、項ごとに質疑を受けます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費。

説明第 2 4 号、第 2 5 号、第 2 6 号、第 2 7 号、第 2 8 号及び第 2 9 号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第 2 4 号水道施設更新工事の施工について御説明いたします。
予算説明書 5 7 ページをお開きください。

本工事は、老朽化した配水管の更新を目的に、配水管の布設替え工事を施工することとし、簡易水道事業会計第 4 条予算第 1 款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、5 8 ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号 1 ページ、事業区分、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業。

工事名、湧洞地区配水管布設替工事。

工事予算額、１億７，５００万円。

工事内容、ＨＰＰＥ直径１５０ミリメートル、延長１０６メートル。ＨＰＰＥ直径１００ミリメートル、延長１，３２２メートル。

継続事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

続きまして、説明第２５号長節浄水場浄水濁度計更新工事の施工について御説明いたします。

予算説明書５９ページをお開きください。

長節浄水場の濁度計は、浄水処理された水の濁度を常時計測し、監視している装置であります。老朽化が進んでいることから更新工事を行うこととし、簡易水道事業会計第４条予算第１款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、６０ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号１ページ、工事名、長節浄水場浄水濁度計更新工事。

工事予算額、５５０万円。

工事内容、浄水濁度計更新１基。

更新事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

続きまして、説明第２６号長節浄水場排泥弁更新工事の施工について御説明いたします。

予算説明書６１ページをお開きください。

長節浄水場排泥弁は、浄水過程で発生する沈殿物などを外部へ排出するための装置であります。老朽化が進んでいることから更新工事を行うこととし、簡易水道事業会計第４条予算第１款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、６２ページをお開きください。

工事概要、対図番号１ページ、工事名、長節浄水場排泥弁更新工事。

工事予算額、９０２万円。

工事内容、排泥弁更新４基。

更新事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

続きまして、説明第２７号光通信設備改修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書６３ページをお開きください。

本工事は、水道施設の監視制御に使用している通信回線が、令和１１年３月３１日にアナログ回線サービスが終了し、デジタル回線サービスに移行することから、対応する光ケーブルの配線工事を行うこととし、簡易水道事業会計第４条予算第１款資本

的支出に計上したものであります。

施工位置図は、64ページを御覧ください。

工事概要につきましては、対図番号1ページ、工事名、光通信設備改修工事。

工事予算額、1,172万円。

工事内容、光通信回線配線、延長4,196メートル。スプリッター増設1か所。

新規事業であります。

契約の方法は、随意契約により行います。

続きまして、説明第28号豊頃配水池配水流量計更新工事の施工について御説明いたします。

予算説明書65ページを御覧ください。

豊頃配水池の配水流量計は、配水地から送り出す水の量を計測するための装置であり、老朽化が進んでいることから更新工事を行うこととし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、66ページを御覧ください。

工事概要につきましては、対図番号1ページ、工事名、豊頃配水池配水流量計更新工事。

工事予算額、600万円。

工事内容、配水流量計更新1基。

更新事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

続きまして、説明第29号十弗宝町水管橋管渠更新工事の施工について御説明いたします。

予算説明書67ページを御覧ください。

本件は、十弗宝町の普通河川、トウフツ沢川に架かる水管橋から老朽化に起因する漏水が確認されたことから、管の布設替え工事を行うこととし、簡易水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、68ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号1ページ、工事名、十弗宝町水管橋管渠更新工事。

工事予算額、1,172万円。

工事内容、HPPE直径75ミリメートル、延長16.8メートル。

更新事業であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 説明第 29 号のところを伺いたいと思いますけれども、資料の工事予算額が 1,172 万円となっていますが、資本的支出を見ますと、880 万円で計上となっています。こちらが違うのはどうしてなのでしょう、伺います。

● 中村議長 暫時休憩します。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 40 分 再開

● 中村議長 再開します。

田中施設課長。

● 田中施設課長 御答弁いたします。

大変失礼いたしました。先ほど私から予算説明いたしました説明第 29 号につきまして、工事予算額を 880 万円で訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

● 6 番大崎議員 施設課に説明をいただきました、今回の浄水場・配水池について、今の 880 万円で訂正というのは、この題目だけでよろしいですかというのが一つ。

十弗宝町も、長節も、配水池を見ますと、簡単に言うと周辺のフェンスが全部壊れています。機能を発揮していない。

担当の業者は施錠してあるものを解錠して入るのが基本です。ところが、今はフリーでどなたでも入れるような状況になっていると思います。

そういうところを見ますが、除雪でおっつけて倒してしまったのか、あるいは、それ以外の原因かもしれません。もう一度、総点検をして、関係者以外は車両でも入れないようにすべきでないかと思います。

特に長節は開錠した状態になっていて、門扉もフェンスが開いたままですから、どなたでも入れて、関係ない人が入っても死角があって車が見えません。

そのくらいの神経を使って注意をしないか、町民の飲み水でありますから、どういう原因が起きるかということは、作為的に考えて、やはり危険かなと感じました。

その全施設をフリーでは絶対に入れないというくらいに管理したほうがいいかなと思います。もう 1 回点検をしていただきたいなど。そういう予算もこの中に入っているのかなと。

特に十弗宝町の件はそう思って解釈していました。もしその辺の感想があれば担当者で、または町長も気がついたらお話を。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

まず、予算の訂正につきましては、十弗宝町水管橋管渠更新工事のみでございます。

続きまして、水道施設の門・フェンス等のお話につきましては、私も把握しております。今年度、倒れている物を修繕する予定でございます。予算にも修繕費で計上させていただき、直営で作業して直せる物は直していきたいと考えております。

こちらはライフライン、皆さんの生命に関わる水ですので、議員のおっしゃるとおり、厳正に管理していかなければならないと改めて思っておりますので、これ以外の施設につきましても、必ずフェンス等を施錠するように再確認いたします。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

2 項企業債償還金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、13ページの令和8年度豊頃町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書から19ページの注記までの質疑を受けます。質疑はありませんか。

5 番藤田議員。

●5 番藤田議員 先ほどは失礼しました。

13ページの未収金が増えているかに思います。その理由についてお伺いします。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

こちらの未収金につきましては、3月31日までの打切り決算となりますので、そこから4月、5月にこの事業会計へ移行します。

出納閉鎖期間がありませんので、4月・5月に入ってくる2月分・3月分の料金の収入が、こちらの未収金に計上されている。それが主な要因かと考えております。

以上でございます。

●中村議長 藤田議員。

●5 番藤田議員 それでは、実際の未収金というのはあるのですか。あれば教えてくださいたいと思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 御答弁いたします。

議員のおっしゃる未収金というのは、納期限までに納付されない方の料金かと思われますけれども、その未納金もこちらの未収金に含まれております。

今、数字を把握しておりませんが、変わらず未納分の料金も引き続きありますので、今後も臨戸訪問や電話かけ等、徴収業務を行っていかうと考えております。なるべく減らせるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、20ページから26ページまでの令和8年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、2ページに戻り、第5条企業債から、3ページの第9条他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本事業会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

●中村議長 議案第8号令和8年度豊頃町公共下水道事業会計予算についてを審議します。

これから、質疑を行います。令和８年度豊頃町公共下水道事業会計予算書２９ページをお開きください。

第２条業務の予定量について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、第３条収益的収入及び支出については、３４ページの令和８年度豊頃町公共下水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を項ごとに質疑を受けます。

１款下水道事業収益１項営業収益。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ２項営業外収益。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 収益的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、３５ページからの収益的支出についても、項ごとに質疑を受けます。

１款下水道事業費用１項営業費用。

●中村議長 ２項営業外費用。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ３項特別損失。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ４項予備費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 次に、第４条資本的収入及び支出については、３８ページの資本的収入を項ごとに質疑を受けます。

１款資本的収入１項企業債。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ４項他会計補助金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ６項補助金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 ７項負担金及び分担金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 資本的収入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、39ページの資本的支出についても、項ごとに質疑を受けます。

1款資本的支出1項建設改良費。

説明第30号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第30号茂岩下水浄化センター自家発電機更新工事の施工について御説明いたします。

予算説明書69ページをお開きください。

本工事は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の設備更新工事を社会資本整備総合交付金事業において施工することとし、公共下水道事業会計第4条予算第1款資本的支出に計上したものであります。

施工位置図は、70ページを御覧ください。

工事概要は、対図番号1ページ、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、茂岩下水浄化センター自家発電機更新工事。

工事予算額、1億円。

工事内容、電気工事一式、自家発電機1台。

更新事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

説明は以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

2項企業債償還金。

(質 疑 な し)

●中村議長 資本的支出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、41ページの令和8年度豊頃町公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書から47ページの注記まで質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、48ページから53ページまでの令和8年度給与費明細書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、３０ページに戻り、第５条企業債から３１ページの第９条他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本事業会計予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●中村議長 お諮りします。

議事の都合により、明日３月１１日を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日３月１１日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後３時５６分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員